



日之影町地域福祉総合計画（第5期）



令和8年3月

宮崎県 日之影町

日之影町社会福祉協議会



目次

第1章 計画の策定にあたって.....	1
1. 計画策定の背景.....	1
2. 地域福祉の考え方.....	2
3. 計画の位置付け.....	5
4. 計画の期間.....	6
5. 計画の策定体制.....	7
第2章 日之影町の現状.....	8
1. 統計からみる状況.....	8
2. 社会資源の状況.....	14
3. 社会福祉協議会の状況.....	15
4. 町民意識調査からみる状況.....	17
5. 関係団体ヒアリング調査からみる状況.....	27
6. 第4期計画の実施状況.....	32
7. 課題と今後の方向性.....	48
第3章 計画の基本的な考え方.....	50
1. 基本理念.....	50
2. 基本目標.....	51
3. 施策の体系.....	52
第4章 取組内容.....	53
基本目標1 つながり、支え合いながら暮らすことができるまちづくり.....	53
基本目標2 適切な福祉サービス等の提供に向けたまちづくり.....	58
基本目標3 地域の福祉を支えるまちづくり.....	65
基本目標4 安心して暮らすことができるまちづくり.....	68
第5章 計画の推進体制.....	72
1. 計画の推進体制.....	72
2. 進捗管理.....	73
資料編.....	74
1. 日之影町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱.....	74
2. 日之影町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿.....	76

第1章 計画の策定にあたって

1. 計画策定の背景

我が国では、少子高齢化や人口減少の進行、核家族世帯の増加、ライフスタイルの多様化等により、人々のつながりが希薄となり、これまでは当たり前だった地域の支え合いの基盤が弱体化しつつあります。

また、老々介護、8050問題、社会的孤立、ひきこもり、ダブルケア、こどもの貧困、ヤングケアラーなど、福祉分野における課題が複雑化するとともに、課題を複合的に抱える世帯も増加し、既存の対象者別・機能別の支援では対応が困難となることもあります。

今後は、上記のような複雑化・複合化した課題に対応していくため、地域住民や関係団体、事業所、行政等が連携し、誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができる社会をつくっていくことが重要です。

このような状況を踏まえて、国では平成28年6月の「ニッポン一億総活躍プラン」において、包括的な支援体制を構築する「地域共生社会」の実現を掲げました。地域共生社会の実現に向けて、制度や分野ごとの縦割りから、横断的な連携を推進していくこと、地域に暮らす誰もが支え合っていくという意識のもと、多様な主体が世代や分野を超えてつながり、地域で支え合いながら暮らすことができる社会の構築に向けた取組を進めていくことが求められています。

さらに、令和3年4月には、地域共生社会の実現を目指すための体制整備事業として「属性を問わない相談支援」「参加支援」「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する「重層的支援体制整備事業」が創設されました。

日之影町（以下、「本町」という。）では、日之影町社会福祉協議会と協働して、地域における様々な福祉課題に対応するため、令和3年度から「支え合い幸せに暮らせるまちづくり～笑顔あふれる福祉の実現～」を基本理念とした「日之影町地域福祉総合計画（第4期）」を策定し、地域共生社会の実現に向けた体制づくりや福祉活動に関わる人材の育成、地域コミュニティ形成支援、福祉サービス利用者の権利擁護等に取り組んできました。

この度、第4期計画が令和7年度で計画期間が満了となることから、国・県の動向や第6次日之影町長期総合計画の方向性を踏まえるとともに、第4期計画で推進してきた施策の評価・検証を行い、すべての町民が住み慣れた地域で互いに支え合いながら、安心して暮らし続けることができる町を目指して「日之影町地域福祉総合計画（第5期）」（以下、「本計画」という。）を策定します。

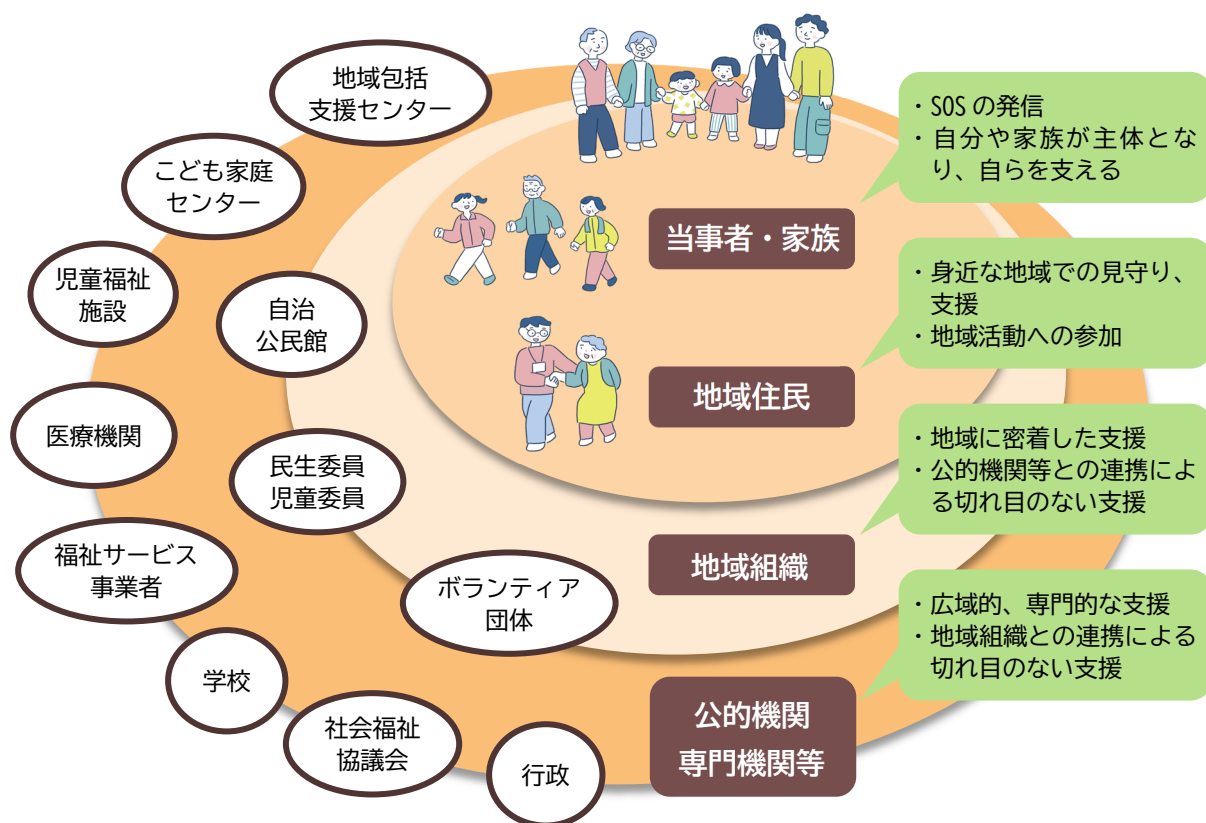
2. 地域福祉の考え方

(1) 地域福祉とは

地域福祉とは、誰もが住み慣れた地域で安心していきいきと暮らしていくために、町民・福祉関係団体・事業所・社会福祉協議会・行政等が連携し、助け合い・支え合いの取組を互いに協力して行い、幸せな生活を地域全体で推進していくことです。

近年、少子高齢化の進行や家族形態の変化、地域社会の変容など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。また、生活困窮や孤独・孤立の問題など、人々が抱える課題は複雑化・複合化し、行政だけでは対応が難しい困りごとや課題が顕在化しています。そのため、地域で互いの困りごとや課題に気づき、支え合い・助け合いで解決を図るとともに、必要に応じて公的なサービスを利用するなど、「地域福祉」の考え方に基づく取組を推進し、誰もが安心して、幸せに暮らせる地域をつくっていくことが重要です。

■地域福祉のイメージ

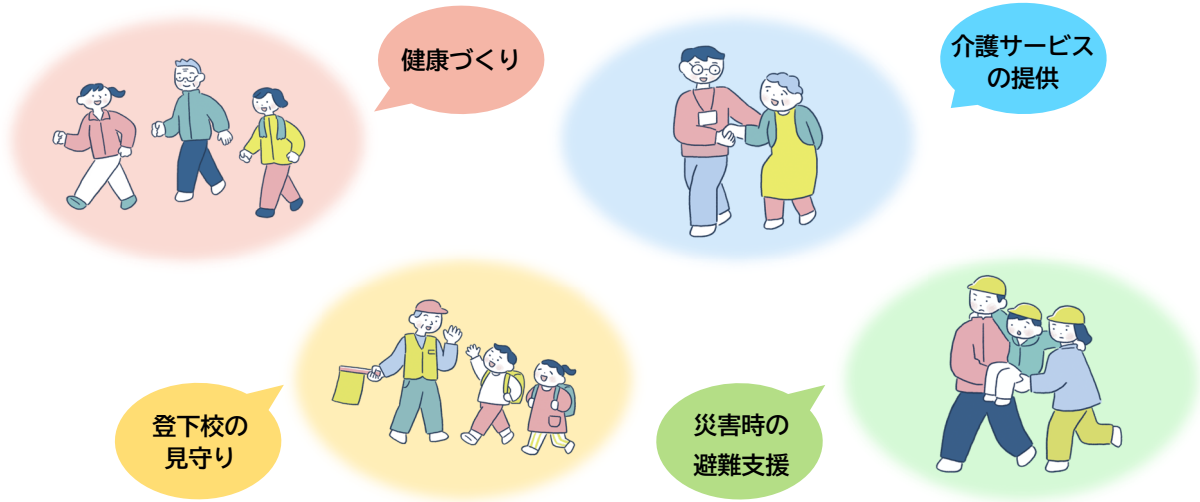
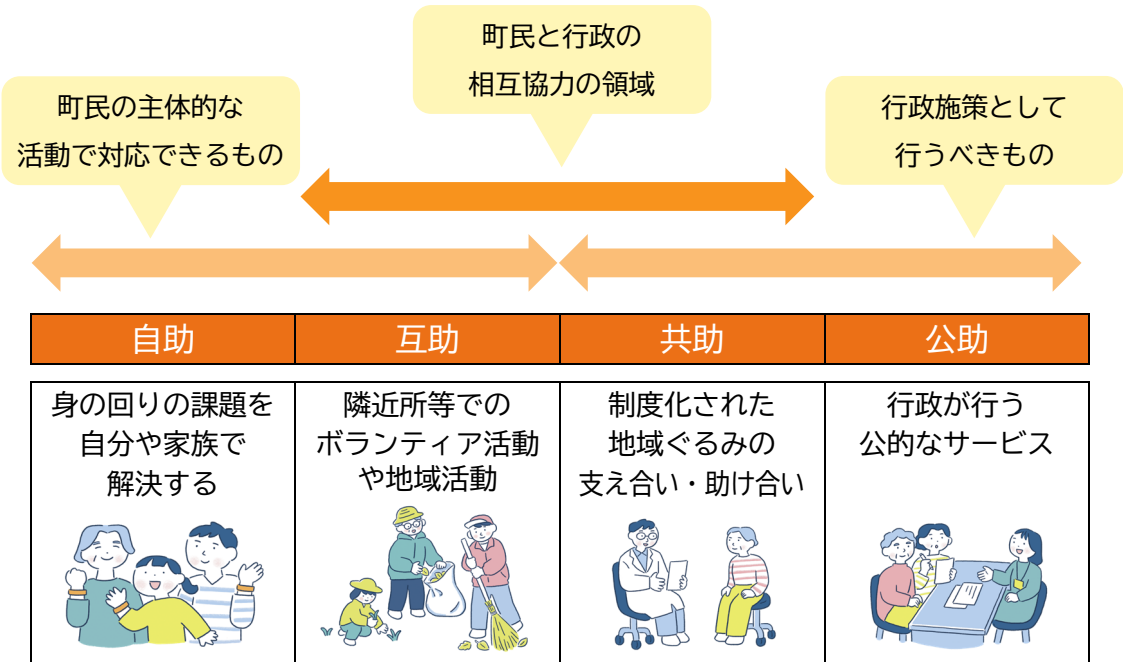


(2) 地域福祉の推進に向けて

地域福祉を推進していくためには、町民・福祉関係団体・事業所・社会福祉協議会・行政等が「自助」「互助」「共助」「公助」の考え方のもと、それぞれの役割を果たすとともに、互いに連携し、地域福祉を推進する関係性を構築することが重要です。

この「自助」「互助」「共助」「公助」の4つの要素は、多様化する地域福祉課題に対して、自分で解決できる問題なのか、地域の協力により解決できる問題なのか、または行政や専門的な機関の支援が必要なのか等、それぞれに何ができるのかという視点で、地域全体が力を合わせて取り組むことが求められます。

■「自助」「互助」「共助」「公助」のイメージ



（３）持続可能な開発目標（SDGs）について

2015年（平成27年）9月の国連サミットにて、持続可能な世界の実現に向けて「持続可能な開発目標（SDGs）」が採択されました。「SDGs」とは、「誰一人取り残さない」持続可能でよりよい社会の実現を目指す国際社会共通の目標であり、2030年（令和12年）までに達成すべき17のゴールと169のターゲットから構成されています。

本町の最上位計画である「第6次日之影町長期総合計画」においても、「SDGs」の理念を踏まえ、各種取組と関連付けた持続可能なまちづくりを推進しています。「第6次日之影町長期総合計画」の地域福祉分野の施策においては、「1 貧困をなくそう」「3 すべての人に健康と福祉を」「10 人や国の不平等をなくそう」「11 住み続けられるまちづくりを」「16 平和と公正をすべての人に」を関連するSDGsと位置付けていることから、本計画においても、上記のSDGsの考え方を踏まえ、地域福祉分野における持続可能なまちづくりへ向けた取組を推進します。

■特に本計画と深く関連する目標



資料：国連広報センター

（４）ウェルビーイングについて

ウェルビーイングとは、身体的・精神的・社会的に満たされた状態のことを指し、短期的な幸福のみならず、生きがいや人生の意義など、将来にわたる持続的な幸福を含む概念です。これは、一人ひとりが幸せや生きがいを感じるとともに、個人を取り巻く地域や環境、社会が幸せや豊かさを感じられる良い状態でもあります。

前述のSDGsは令和12年を期限としていることから、今後はウェルビーイングの考え方も踏まえ、地域福祉を推進していくことが重要です。地域に暮らす一人ひとりのウェルビーイングの向上は、やがて地域全体のウェルビーイングの向上につながります。本計画においては、町民や地域で活動する団体等のニーズを把握し、適切な施策を講じていくことで、町民及び地域のウェルビーイングの向上に取り組んでいきます。

3. 計画の位置付け

地域福祉計画は、社会福祉法第 107 条に基づき策定する「市町村地域福祉計画」であり、本町の地域福祉を推進するための総合的な方向性や施策を示すものです。

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に基づき、地域福祉の推進を目的として活動する社会福祉協議会が中心となり策定する、町民や関係団体、福祉事業所等が互いに連携・協力して、地域福祉を推進していくことを目的とした民間の行動計画です。

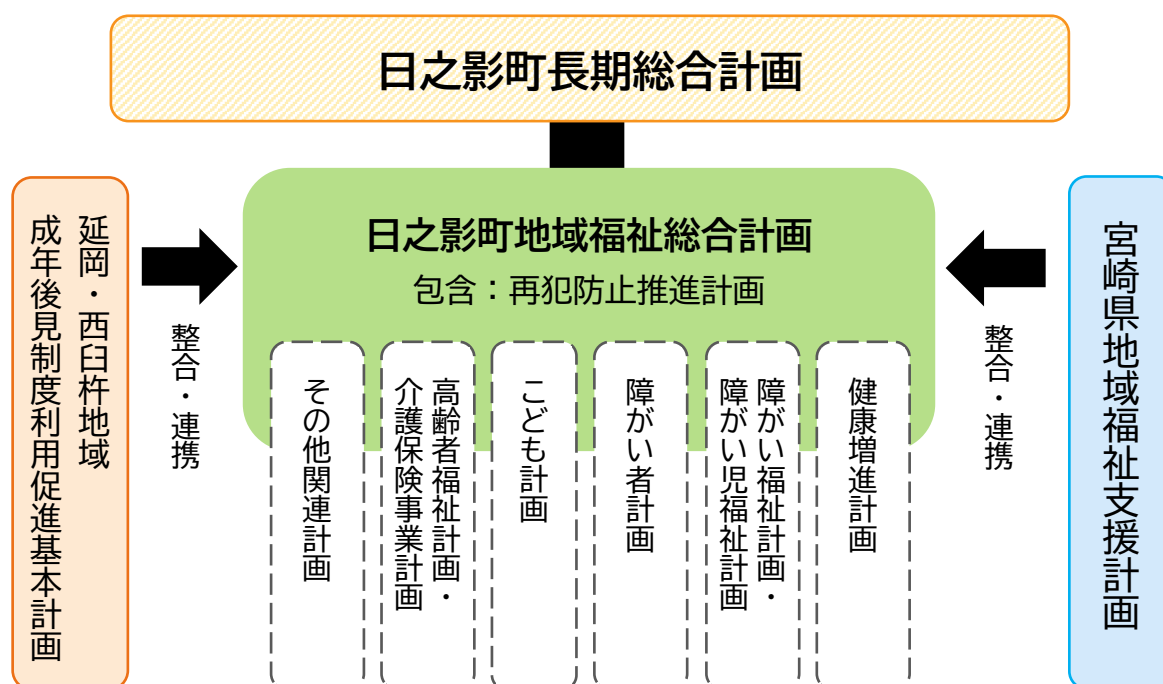
「地域福祉計画」と「地域福祉活動計画」は互いに同じ方向を目指して、連携しながら地域福祉を推進していくことが重要になります。そのため、本計画においては両計画を一体的に策定します。

また、本計画は「再犯の防止等の推進に関する法律」第8条に基づく「地方再犯防止推進計画」を包含し、本町における総合的な福祉施策の推進を目指します。

本計画は「日之影町長期総合計画」を上位計画とし、こどもや高齢者、障がい者等の福祉に関する町の分野別計画と整合性や連携を図りながら、これらの計画を横断的に包括した計画とします。

なお、本町では、延岡市、高千穂町、五ヶ瀬町とともに「延岡・西臼杵地域成年後見制度利用促進基本計画」を策定しており、本計画においても整合を図ります。

■関連計画との整合性イメージ



4. 計画の期間

本計画の期間は、令和8年度から令和12年度の5年間とします。
ただし、計画期間中に社会情勢が大きく変化した場合には、必要に応じて見直しを行います。

■関連計画の期間

年度	R 8	R 9	R 10	R 11	R 12	R 13	R 14	R 15	R 16	R 17	
長期総合計画	第6次										
地域福祉総合計画	第5期					第6期					
高齢者福祉計画・ 介護保険事業計画		第10期			第11期			第12期			
こども計画	第1期				第2期						
障がい者計画	第3期				第4期						
障がい福祉計画・ 障がい児福祉計画		第8期・第4期			第9期・第5期			第10期・第6期			
健康増進計画21 ひのかげ	第2次										

5. 計画の策定体制

(1) 町民意識調査

町民の地域福祉に対するニーズや課題、地域活動や支え合いの実態を把握するため、日之影町在住の18歳以上の町民1,000人を対象とした町民意識調査を実施しました。

(2) 関係団体ヒアリング調査

本町の地域福祉活動の推進に取り組む方々の意見を聴取するため、公民館長と民生委員・児童委員を対象としたヒアリング調査を実施しました。

(3) 日之影町地域福祉総合計画策定委員会

本計画の策定にあたっては、民生委員・児童委員や福祉事業関係者で構成される「日之影町地域福祉総合計画策定委員会」を開催し、幅広い意見の集約に努めました。

(4) パブリックコメントの実施

計画に町民の意見を反映させるため、令和8年1月15日～1月26日の期間、パブリックコメントを実施しました。

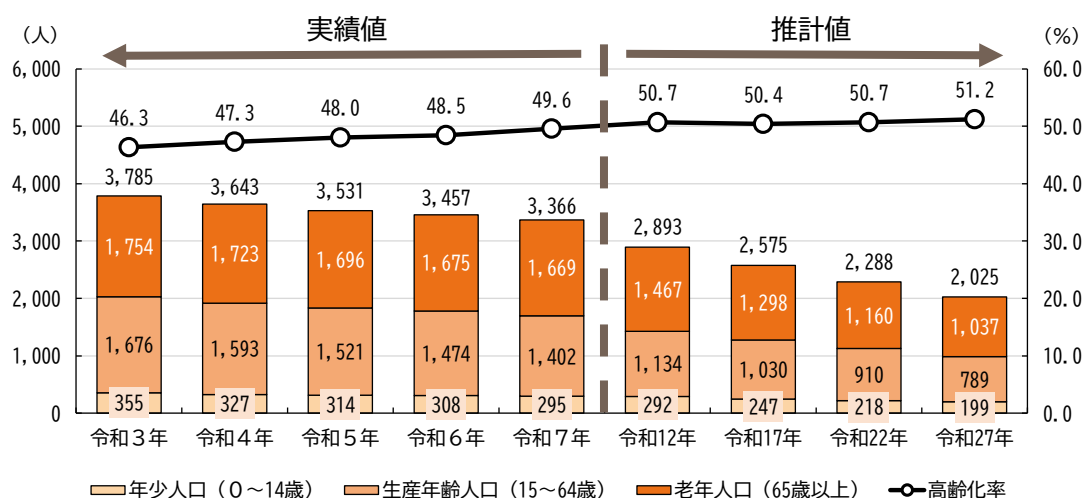
第2章 日之影町の現状

1. 統計からみる状況

(1) 年齢3区分別人口の推移及び推計

本町の総人口は減少傾向にあり、令和7年には3,366人、高齢化率は49.6%となっています。年齢3区分別にみると、すべての区分で人口が減少しています。

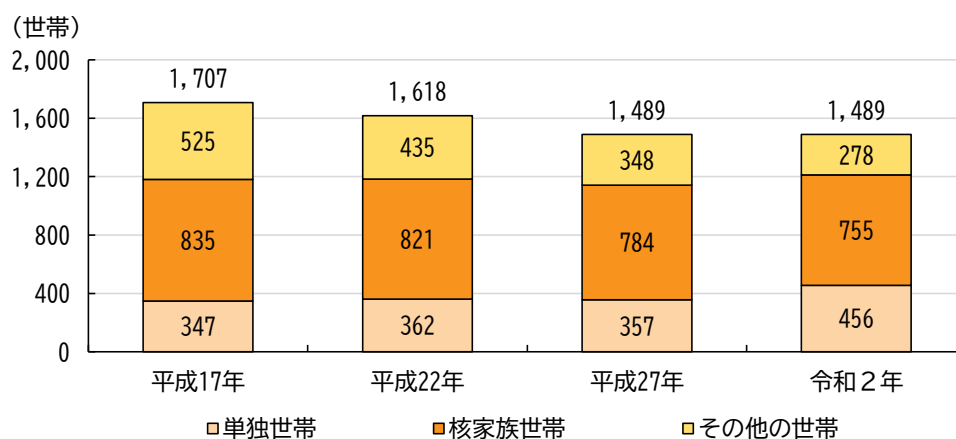
また、高齢化率は上昇を続け、令和27年には51.2%に達すると見込まれています。



資料：住民基本台帳（令和3～7年、各年4月1日時点）
国立社会保障・人口問題研究所推計値（令和12～27年）

(2) 一般世帯の推移

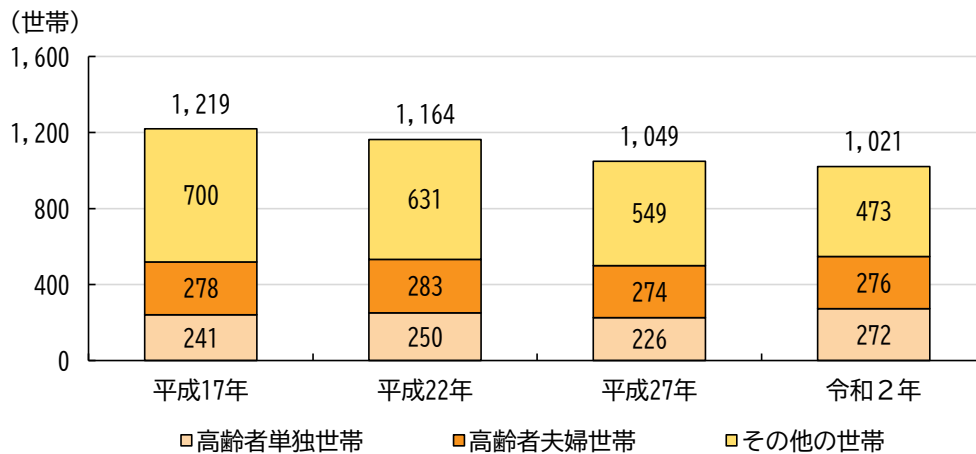
一般世帯総数は平成17年以降減少傾向にあり、令和2年には1,489世帯となっています。世帯別にみると、核家族世帯とその他の世帯は平成17年以降減少傾向にあり、令和2年には核家族世帯は755世帯、その他の世帯は278世帯となっています。単独世帯は増減がみられ、令和2年には456世帯となっています。



資料：国勢調査

（３）高齢者のいる世帯の推移

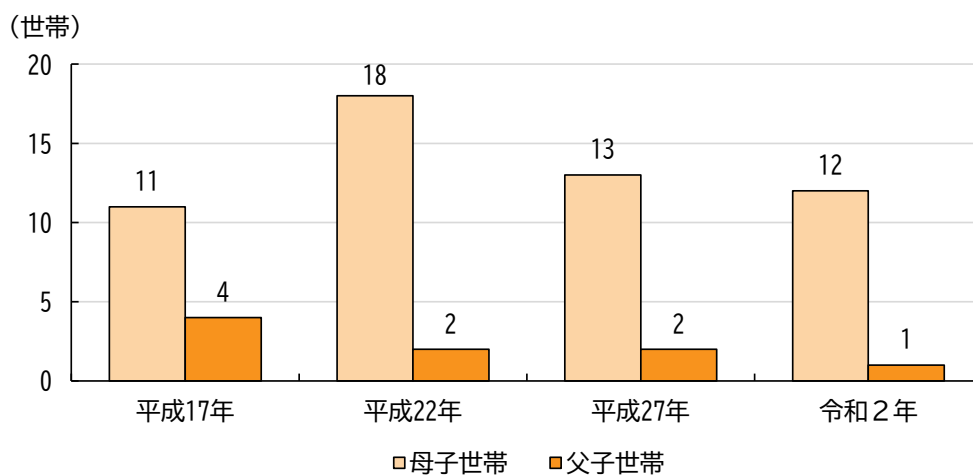
高齢者のいる世帯数は平成17年以降減少傾向にあり、令和2年には1,021世帯となっています。世帯別にみると、その他の世帯は平成17年以降減少傾向にあり、令和2年には473世帯となっています。高齢者単独世帯と高齢者夫婦世帯は増減がみられ、令和2年には高齢者単独世帯は272世帯、高齢者夫婦世帯は276世帯となっています。



資料：国勢調査

（４）ひとり親世帯の推移

ひとり親世帯数は平成22年以降減少傾向にあり、令和2年は母子世帯12世帯、父子世帯は1世帯となっています。

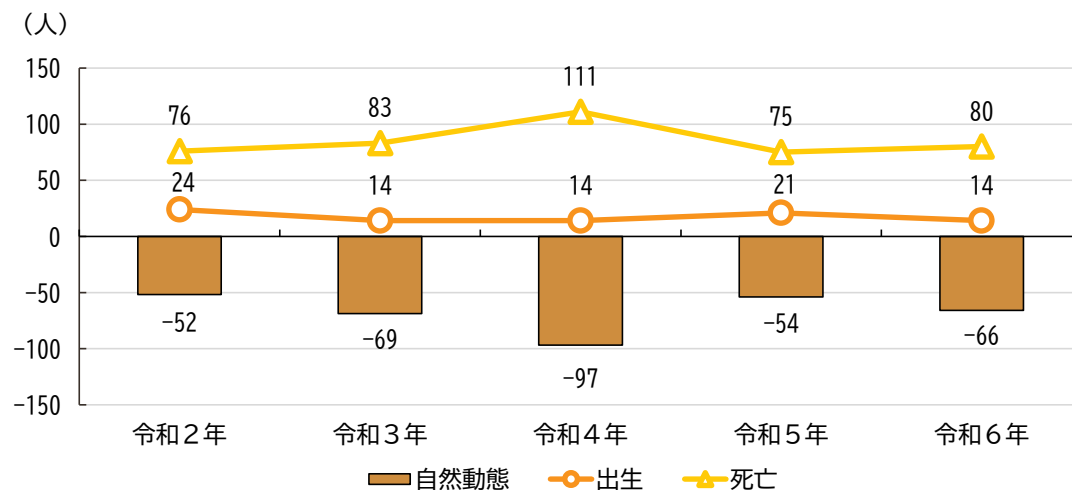


資料：国勢調査

(5) 人口動態の状況

①出生・死亡の状況

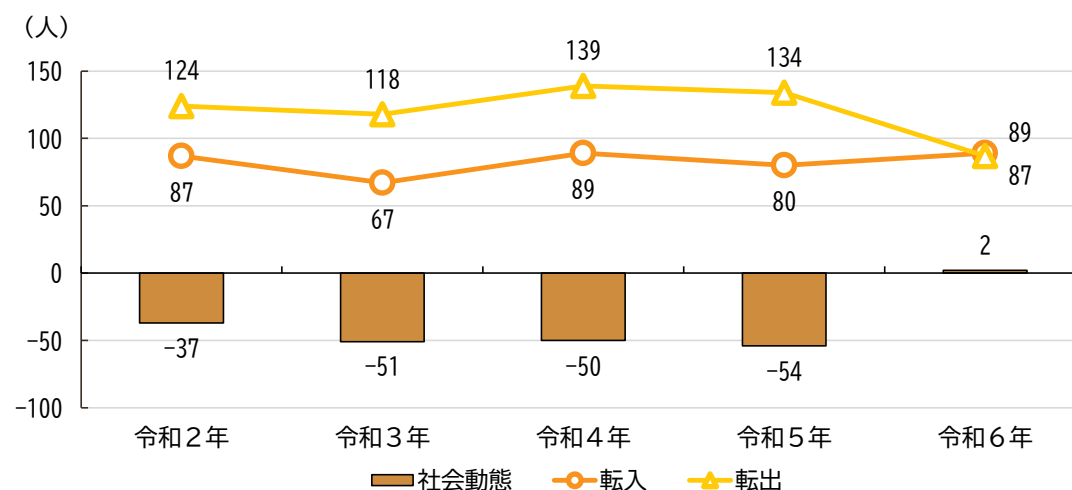
自然動態は近年自然減の傾向にあり、令和6年は出生数14人、死亡数80人となっています。



資料：宮崎県現住人口調査（各年、前年10月1日～当年9月30日までの1年間）

②転入・転出の状況

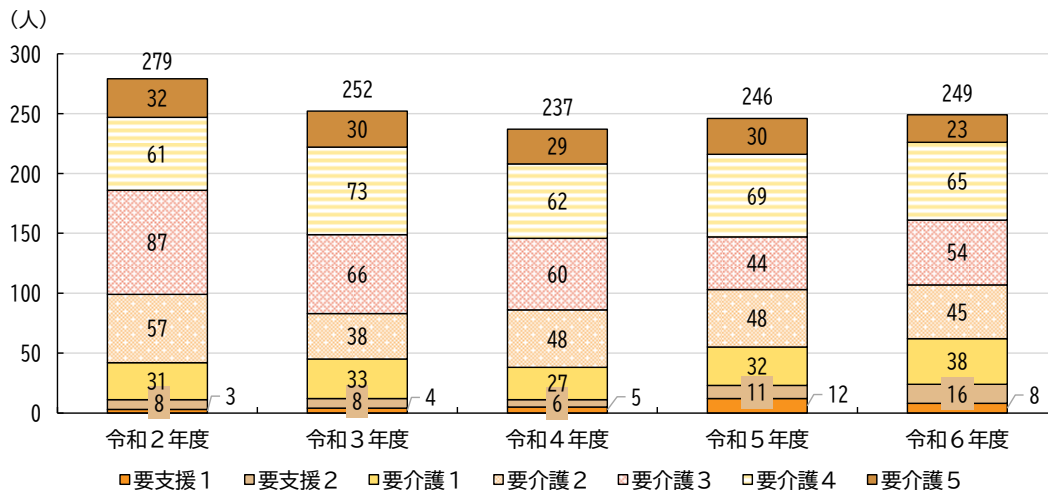
社会動態は令和5年まで社会減の傾向にありましたが、令和4年以降転出者数が減少し、令和6年には転出者数を転入者数が上回ったため、社会増となっています。



資料：宮崎県現住人口調査（各年、前年10月1日～当年9月30日までの1年間）

（６）要支援・要介護認定者の推移

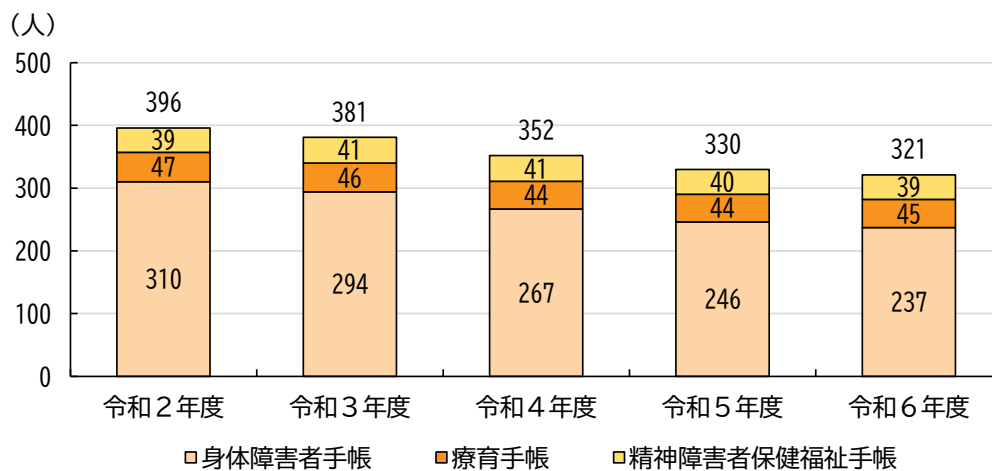
要支援・要介護認定者数は令和４年度以降増加傾向にあり、令和６年度で 249 人となっています。なかでも、要介護４の割合が高くなっています。また、令和４年度以降、要介護１の認定者数が増加傾向にあります。



資料：令和３年度（令和４年３月末）まで「介護保険事業状況報告（年報）」、
令和４年度（令和５年３月末）以降は「介護保険事業状況報告（３月月報）」（各年度３月末時点）

（７）障害者手帳所持者の推移

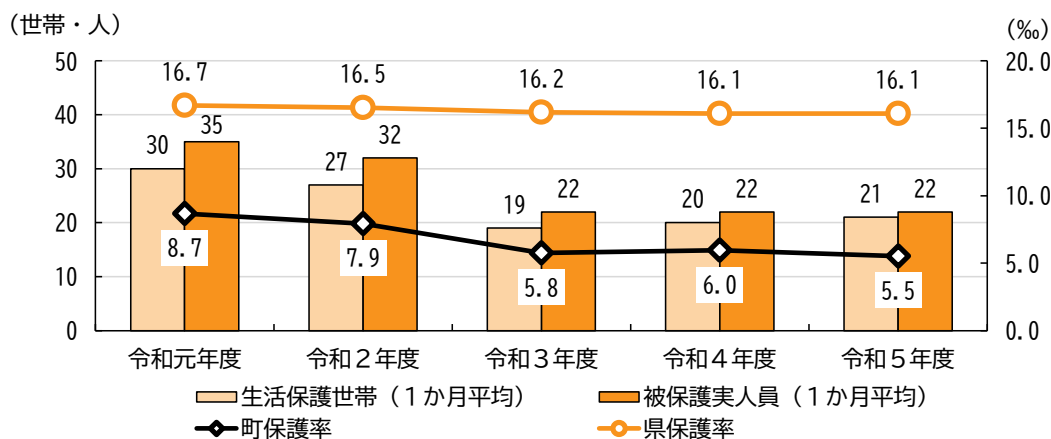
障害者手帳所持者数は令和２年度以降減少傾向にあり、令和６年度は 321 人となっています。手帳別所持者数も減少傾向にあり、令和６年度は身体障害者手帳所持者が 237 人、療育手帳所持者が 45 人、精神障害者保健福祉手帳所持者が 39 人となっています。



資料：町民福祉課（各年度３月末時点）

(8) 生活保護世帯・被保護実人員・保護率の推移

生活保護世帯、被保護実人員は令和元年度以降減少傾向にあり、令和5年度は生活保護世帯21世帯、被保護実人員22人となっています。町保護率は宮崎県保護率より低く推移しており、令和5年度は5.5%となっています。



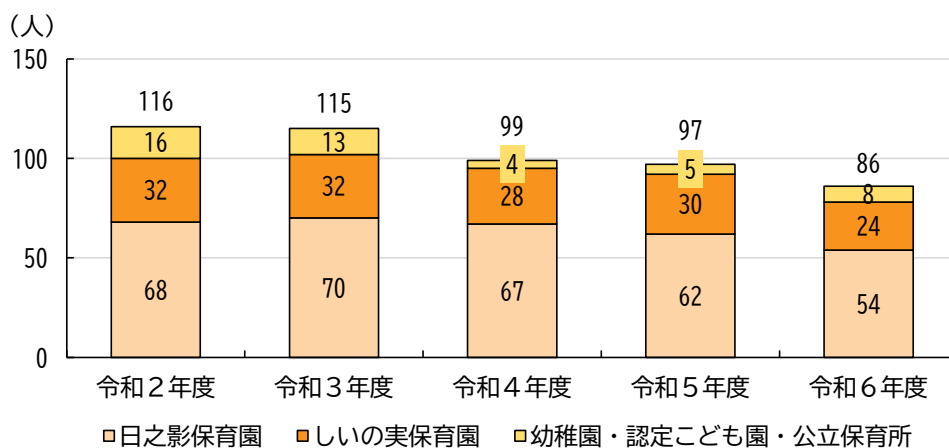
※保護率は千分率である‰（パーミル）で表記しています。

資料：生活保護世帯、被保護実人員、町保護率（町民福祉課 各年度3月末時点）
県保護率（宮崎県統計年鑑 各年度3月末時点）

(9) 園児数の推移

園児数は令和2年度以降減少傾向にあり、令和6年度は86人となっています。

また、令和3年度以降、町内保育園の園児数は減少傾向にあり、幼稚園・認定こども園・公立保育所の園児数は令和4年度以降、微増傾向にあります。令和6年度の各施設の園児数は、日之影保育園が54人、しいの実保育園が24人、幼稚園・認定こども園・公立保育所が8人となっています。

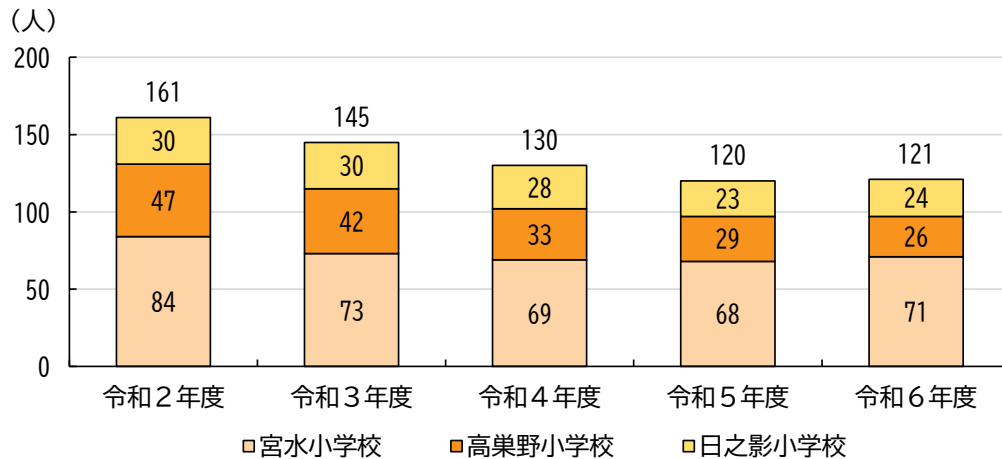


資料：町民福祉課（各年度4月1日時点）

(10) 児童・生徒数の推移

①児童数の推移

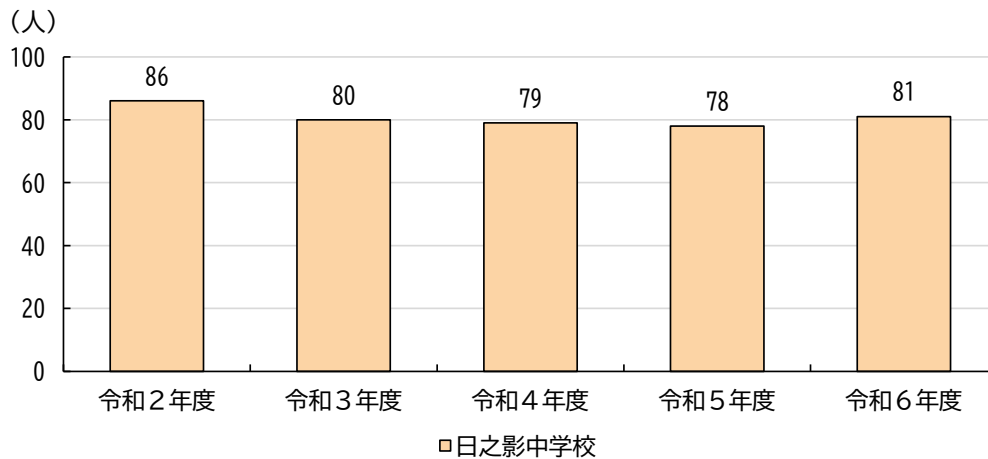
児童数は令和2年度以降減少傾向にありましたが、令和6年度は微増となり、121人となっています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

②生徒数の推移

生徒数は令和5年度以降微増傾向にあり、令和6年度は81人となっています。



資料：学校基本調査（各年度5月1日時点）

2. 社会資源の状況

(1) 社会福祉施設等の状況

①教育・児童福祉分野

施設の種類	箇所数
保育園	2
小学校	3
中学校	1
こども家庭センター	1
放課後子ども教室	4
図書館	1

②高齢者福祉分野

施設の種類	箇所数
地域包括支援センター	1
生活支援ハウス	1
養護老人ホーム	1
特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）	1
短期入所施設（短期入所生活介護）	1
グループホーム（認知症対応型共同生活介護）	1
居宅介護支援事業所	3
通所介護（デイサービス）	2
訪問介護（ホームヘルパー）	1
訪問入浴介護サービス	1
訪問看護	1
訪問リハビリテーション	1

※同一事業所（施設）で複数の事業を行っていることがあります。

③障がい福祉分野

施設の種類	箇所数
障がい者相談支援事業所	1
障がい者支援施設（就労継続支援B型）	1
基幹相談支援センター（共同設置）	1

④医療機関

施設の種類	箇所数
病院	1
歯科医院	1

3. 社会福祉協議会の状況

(1) 社会福祉協議会の概要

社会福祉協議会は、地域住民、社会福祉や保健・医療、教育などの関連分野の関係者、地域社会を形成する他の様々な専門家・団体・機関で構成された社会福祉法に基づく民間組織です。

日之影町社会福祉協議会は、昭和 62 年 12 月に社会福祉法人として認可され、地域が抱えている様々な福祉課題の把握のもと、みんなで考え、話し合い、協力して解決を図ることを目的とした活動の実践を通じて、心ふれあう「福祉のまちづくり」を推進しています。

<【参考】社会福祉法より抜粋>

(市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会)

第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であって、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあってはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあってはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 一 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 二 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 三 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 四 前三号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

<組織の概要>

設立認可	昭和 62 年 12 月 1 日
役員構成	理事：8 人（会長 1 人、副会長 1 人、理事 6 人） 監事：2 人
会員数(令和 7 年 3 月 31 日時点)	普通会员：1,255 世帯

(2) 令和7年度の主な活動内容

ボランティアセンター事業	①ボランティアの相談、登録、あつ旋 ②ボランティアの育成 ③災害救援ボランティアセンター運営
ボランティア団体事務	①日之影町ボランティア連絡協議会 ②日之影町赤十字奉仕団 ③シニアサポート日之影
福祉関係団体事務	①日之影町民生委員児童委員協議会 ②日之影町高齢者クラブ連合会 ③日之影町遺族協働会 ④日之影町慰霊祭奉賛会
相談事業	①総合相談 ②無料法律相談
地域福祉型通所サービス	①介護予防運動「筋トレ倶楽部」 ②憩いの家「まさのや」 ③ふれあい広場「だるまや」
子育て支援事業	①子ども広場 ②ファミリーサポート事業 ③チャイルドシートの無料貸出
社協・生活支援まちづくり事業	①日之影ふれ愛ネットワーク事業 ②買い物支援「ランちゃんが行く」 ③おたすけ 2680 ④ICT システム「you 守りシステム」
生活支援事業	①法人後見受任事業 ②入居支援保証人代行事業 ③生活困窮者支援事業（中間的就労、家計支援等） ④福祉車両貸出事業 ⑤法人協働型地域貢献事業（特別食配食事業）
貸付事業	①生活福祉資金貸付制度 ②たすけあい金庫 ③職員資格取得資金貸付

4. 町民意識調査からみる状況

計画策定の基礎資料として、町民の福祉意識や地域活動への参加状況などの実態を把握するために、18歳以上の町民1,000人を対象に町民意識調査を実施しました。

(1) 調査の概要

■調査概要

調査対象者	町内在住の18歳以上の方（無作為抽出）
調査期間	令和7年7月11日～8月4日
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEBによる本人記入方式
配布数	1,000件
有効回収数	502件（郵送回収399件、Web回答103件）
有効回収率	50.2%（郵送回収79.5%、Web回答20.5%）

■調査結果の概要の見方

◇前回調査は令和2年9月に実施した調査結果です。

◇回答結果の割合「%」は有効サンプル数に対して、それぞれの回答数の割合を小数点以下第2位で四捨五入したものです。そのため、単数回答であっても合計値が100.0%にならない場合があります。

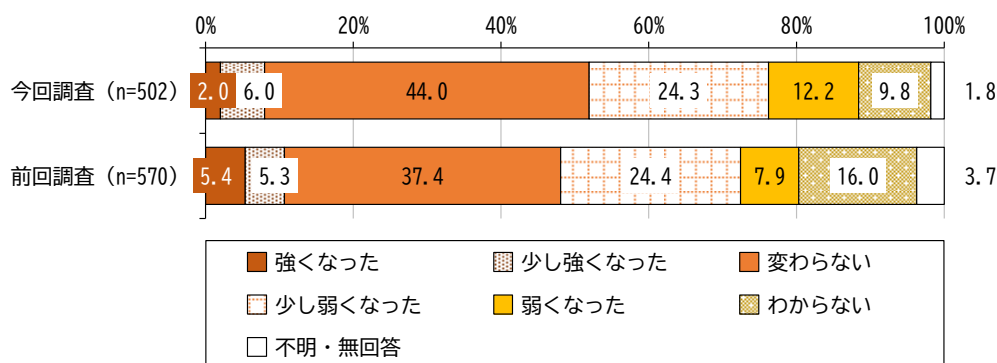
◇複数回答の設問の場合、回答は選択肢ごとの有効回答数に対して、それぞれの割合を示しています。そのため、合計が100.0%を超える場合があります。

◇図表中の「n（number of case）」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。

(2) 調査結果の概要

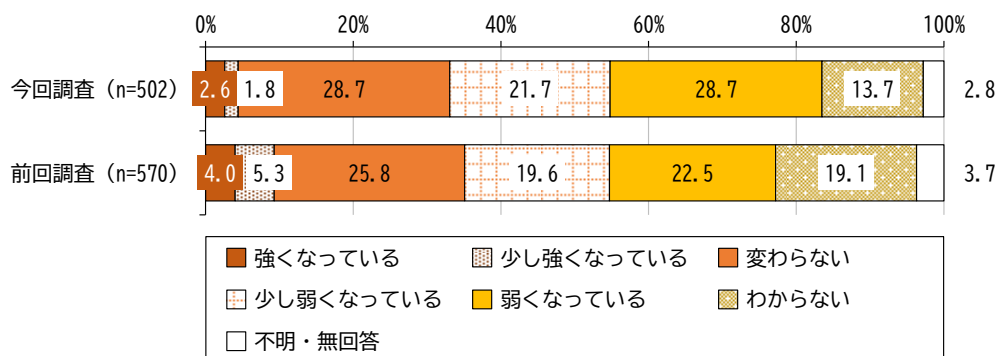
①10年前と比べて、地域の住民同士のつながりや支え合いは変化したか（単数回答）

「変わらない」が44.0%と最も高く、次いで「少し弱くなった」が24.3%、「弱くなった」が12.2%となっています。前回調査と比較すると、「変わらない」が6.6ポイント増加、「わからない」が6.2ポイント減少しています。



②10年後、地域の住民同士のつながりや支え合いはどう変化と思うか（単数回答）

「変わらない」「弱くなっている」が28.7%と最も高く、次いで「少し弱くなっている」が21.7%となっています。前回調査と比較すると、「弱くなっている」が6.2ポイント増加、「わからない」が5.4ポイント減少しています。



③普段、隣近所の人とどの程度付き合いがあるか（単数回答）

「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が37.3%と最も高く、次いで「立ち話をする程度の人ならいる」が27.1%、「挨拶をかわす程度の人がある」が12.7%となっています。

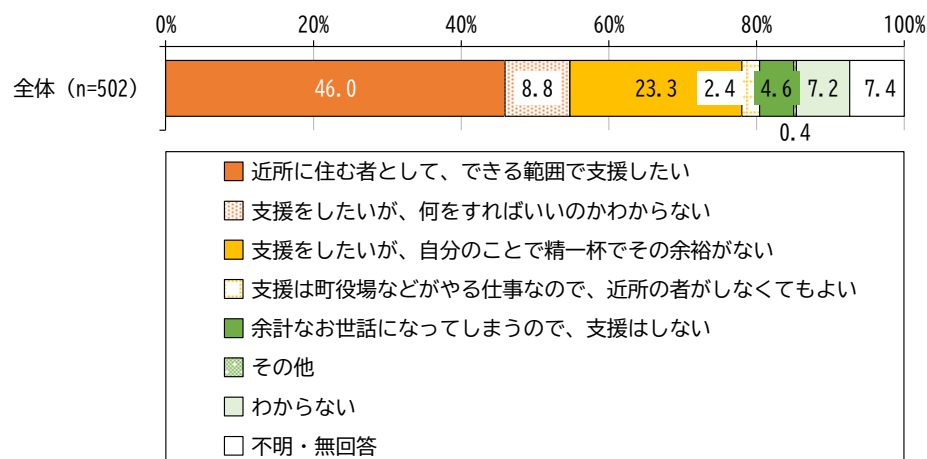
年齢別にみると、10～20歳代では「立ち話をする程度の人ならいる」「挨拶をかわす程度の人がある」、30歳代では「立ち話をする程度の人ならいる」、40歳代では「挨拶をかわす程度の人がある」、その他の年齢では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が最も高くなっています。

地区別にみると、小川平地区では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」「立ち話をする程度の人ならいる」、見立地区では「立ち話をする程度の人ならいる」、その他の地区では「何か困った時に助け合う親しい人がいる」が最も高くなっています。

単位：％		親しい人が困った時に助け合う	互いに訪問し合う人がいる	立ち話をする程度の人ならいる	挨拶をかわす程度の人がある	民生委員や地域の役員など訪問してくれる人がいる	ほとんど付き合いがない	不明・無回答
全体（n=502）		37.3	11.4	27.1	12.7	1.2	4.2	6.2
年齢別	10～20歳代（n=17）	0.0	17.6	35.3	35.3	0.0	11.8	0.0
	30歳代（n=34）	20.6	2.9	41.2	29.4	0.0	5.9	0.0
	40歳代（n=58）	27.6	6.9	25.9	31.0	0.0	5.2	3.4
	50歳代（n=70）	37.1	8.6	31.4	12.9	1.4	8.6	0.0
	60歳代（n=127）	44.1	14.2	23.6	10.2	0.8	1.6	5.5
	70歳代（n=121）	43.8	14.9	25.6	4.1	0.8	3.3	7.4
	80歳以上（n=62）	40.3	11.3	19.4	0.0	4.8	3.2	21.0
地区別	中央地区（n=38）	44.7	10.5	21.1	10.5	0.0	2.6	10.5
	山附地区（n=17）	52.9	17.6	17.6	0.0	0.0	5.9	5.9
	宮水・平清水地区（n=97）	33.0	12.4	30.9	16.5	2.1	3.1	2.1
	長谷川地区（n=46）	39.1	8.7	37.0	10.9	2.2	2.2	0.0
	高松地区（n=63）	36.5	15.9	28.6	11.1	1.6	1.6	4.8
	中尾・追川地区（n=20）	55.0	15.0	20.0	5.0	0.0	5.0	0.0
	大菅・中村地区（n=45）	51.1	11.1	20.0	6.7	4.4	0.0	6.7
	八戸地区（n=60）	31.7	5.0	28.3	13.3	0.0	11.7	10.0
	鹿川・中川地区（n=15）	53.3	26.7	6.7	0.0	0.0	0.0	13.3
	大人・古園地区（n=52）	28.8	11.5	21.2	19.2	0.0	5.8	13.5
	小川平地区（n=21）	38.1	4.8	38.1	9.5	0.0	0.0	9.5
	見立地区（n=9）	11.1	11.1	33.3	11.1	0.0	22.2	11.1

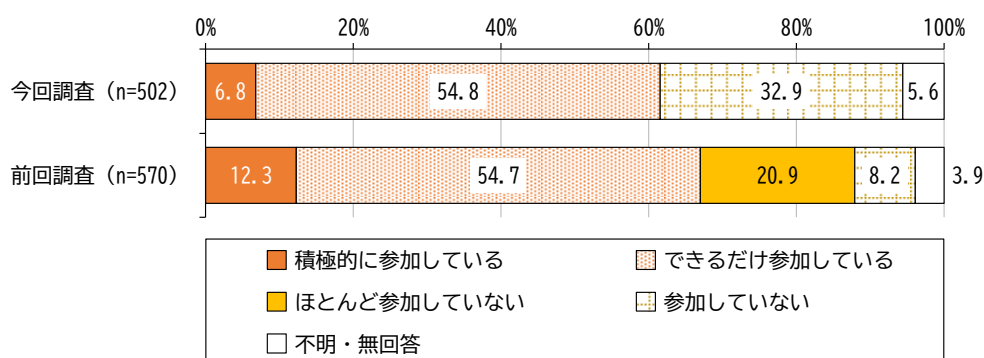
④隣近所で何らかの支援を必要としている方に対する考え（単数回答）

「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が46.0%と最も高く、次いで「支援をしたいが、自分のことで精一杯でその余裕がない」が23.3%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が8.8%となっています。



⑤町内の行事や活動等に参加しているか（単数回答）

「できるだけ参加している」が54.8%と最も高く、次いで「参加していない」が32.9%、「積極的に参加している」が6.8%となっています。

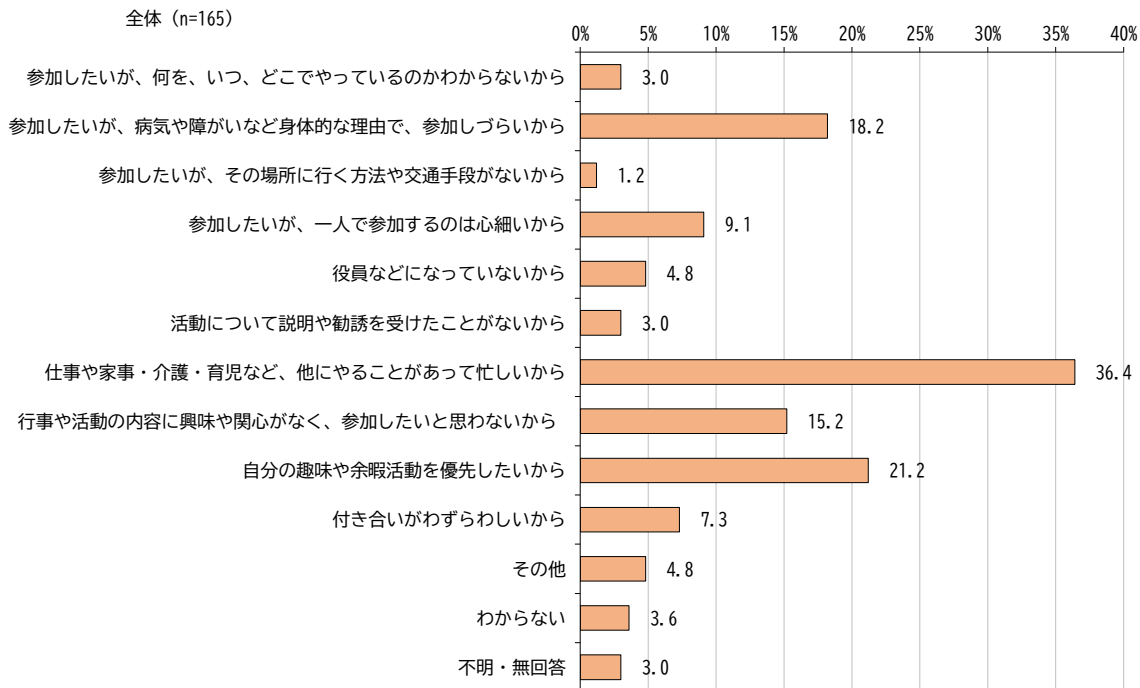


※「ほとんど参加していない」は前回調査のみの選択肢です。

⑤で「参加していない」を選択した方のみ

⑤-1 「参加していない」と答えた理由（複数回答）

「仕事や家事・介護・育児など、他にやることがあって忙しいから」が36.4%と最も高く、次いで「自分の趣味や余暇活動を優先したいから」が21.2%、「参加したいが、病気や障がいなど身体的な理由で、参加しづらいから」が18.2%となっています。



⑥日常生活を送るうえでの困りごと、不安なこと（現在、10年後）（複数回答）

現在困っていることをみると、「特に困りごとはない」が48.2%と最も高く、次いで「自身や家族の介護・医療のこと」が16.5%、「死後のこと（葬儀、相続など）」が10.8%となっています。

10年後不安なことをみると、「自身や家族の介護・医療のこと」が49.4%と最も高く、次いで「買い物や通院などの外出のこと」が33.3%、「死後のこと（葬儀、相続など）」と「経済的なこと」が21.7%となっています。

	現在困っていること	10年後不安なこと
1	特に困りごとはない（48.2%）	自身や家族の介護・医療のこと（49.4%）
2	自身や家族の介護・医療のこと（16.5%）	買い物や通院などの外出のこと（33.3%）
3	死後のこと（葬儀、相続など）（10.8%）	死後のこと（葬儀、相続など）、 経済的なこと（21.7%）
4	経済的なこと（10.2%）	日常的な家事のこと（18.9%）
5	運動する場所や機会が不足していること（8.8%）	特に困りごとはない（17.7%）

※13項目中、上位5位の項目を掲載しています。

第2章 日之影町の現状

⑦日常生活を送るうえで、10年後不安なこと（複数回答）

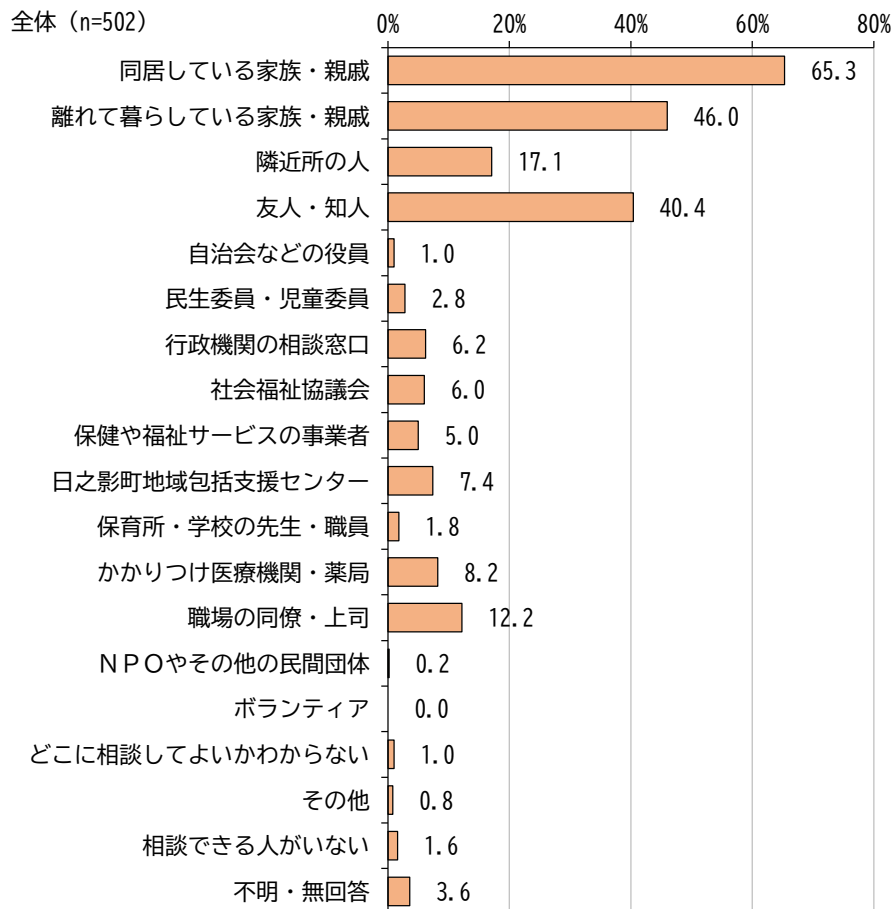
年齢別にみると、10～20歳代では「子育て・教育に関すること」「経済的なこと」「自身や家族の介護・医療のこと」、80歳以上では「買い物や通院などの外出のこと」、その他の年齢では「自身や家族の介護・医療のこと」が最も高くなっています。

地区別にみると、鹿川・中川地区、見立地区では「買い物や通院などの外出のこと」、その他の地区では「自身や家族の介護・医療のこと」が最も高くなっています。

単位：％		買い物や通院などの外出のこと	日常的な家事のこと	相談相手（話し相手）がないこと	近所付き合いがうまくいかないこと	運動する場所や機会が不足していること	生涯学習などの場所や機会が不足していること	預金の出し入れや各種手続き	子育て・教育に関すること	経済的なこと	医療のこと 自身や家族の介護・	死後のこと （葬儀、相続など）	その他	特に困りことはない	不明・無回答
全体（n=502）		33.3	18.9	6.6	3.2	5.4	1.6	13.5	5.4	21.1	49.4	21.7	3.6	17.7	5.8
年齢別	10～20歳代（n=17）	5.9	5.9	11.8	5.9	23.5	5.9	5.9	29.4	29.4	29.4	11.8	0.0	23.5	0.0
	30歳代（n=34）	11.8	8.8	11.8	8.8	14.7	5.9	17.6	23.5	44.1	52.9	26.5	5.9	20.6	0.0
	40歳代（n=58）	15.5	5.2	5.2	5.2	6.9	0.0	8.6	17.2	36.2	53.4	12.1	5.2	22.4	0.0
	50歳代（n=70）	10.0	5.7	2.9	1.4	4.3	0.0	4.3	2.9	24.3	50.0	21.4	0.0	34.3	2.9
	60歳代（n=127）	33.1	17.3	7.9	3.1	3.9	0.0	9.4	0.0	21.3	54.3	26.0	4.7	15.7	5.5
	70歳代（n=121）	50.4	28.9	7.4	2.5	5.0	4.1	22.3	0.8	13.2	52.1	21.5	4.1	10.7	8.3
	80歳以上（n=62）	62.9	40.3	4.8	1.6	0.0	0.0	22.6	0.0	4.8	35.5	25.8	1.6	11.3	11.3
地区別	中央地区（n=38）	42.1	23.7	10.5	7.9	10.5	2.6	13.2	5.3	15.8	55.3	26.3	2.6	13.2	7.9
	山附地区（n=17）	29.4	23.5	5.9	5.9	5.9	5.9	11.8	5.9	17.6	35.3	17.6	11.8	23.5	17.6
	宮水・平清水地区（n=97）	28.9	16.5	4.1	1.0	4.1	0.0	11.3	10.3	26.8	57.7	18.6	2.1	17.5	1.0
	長谷川地区（n=46）	21.7	15.2	10.9	4.3	4.3	2.2	17.4	6.5	19.6	43.5	26.1	4.3	26.1	8.7
	高松地区（n=63）	30.2	15.9	4.8	6.3	4.8	3.2	14.3	1.6	25.4	50.8	22.2	1.6	17.5	7.9
	中尾・追川地区（n=20）	55.0	25.0	10.0	5.0	5.0	0.0	20.0	0.0	15.0	60.0	30.0	5.0	10.0	0.0
	大菅・中村地区（n=45）	28.9	11.1	6.7	2.2	6.7	2.2	6.7	6.7	26.7	55.6	15.6	2.2	22.2	4.4
	八戸地区（n=60）	36.7	28.3	6.7	5.0	1.7	1.7	13.3	1.7	18.3	40.0	25.0	3.3	18.3	6.7
	鹿川・中川地区（n=15）	80.0	46.7	20.0	0.0	13.3	0.0	20.0	0.0	26.7	53.3	20.0	6.7	6.7	6.7
	大人・古園地区（n=52）	32.7	17.3	7.7	0.0	9.6	1.9	19.2	3.8	17.3	46.2	26.9	1.9	19.2	1.9
	小川平地区（n=21）	23.8	4.8	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8	4.8	4.8	52.4	4.8	9.5	19.0	0.0
	見立地区（n=9）	55.6	33.3	0.0	0.0	11.1	0.0	44.4	11.1	11.1	33.3	44.4	0.0	0.0	11.1

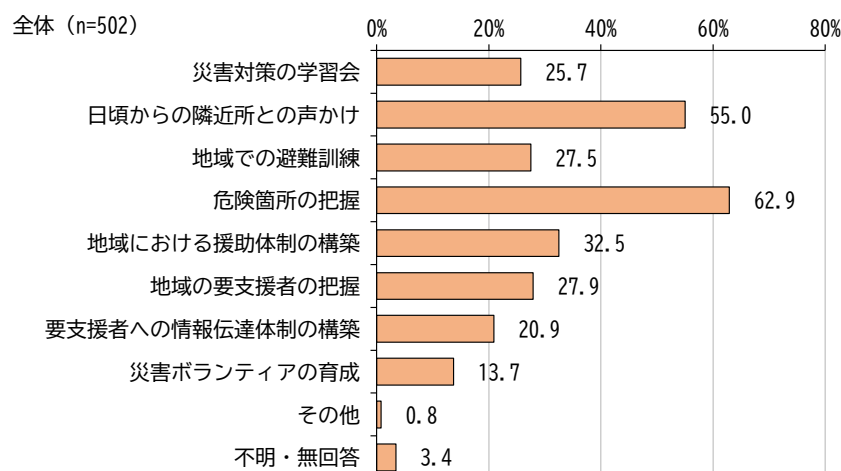
⑧悩みや不安があったとき、誰（どこ）に相談するか（複数回答）

「同居している家族・親戚」が65.3%と最も高く、次いで「離れて暮らしている家族・親戚」が46.0%、「友人・知人」が40.4%となっています。



⑨災害発生時の備えとして、どのようなことが重要だと思うか（複数回答）

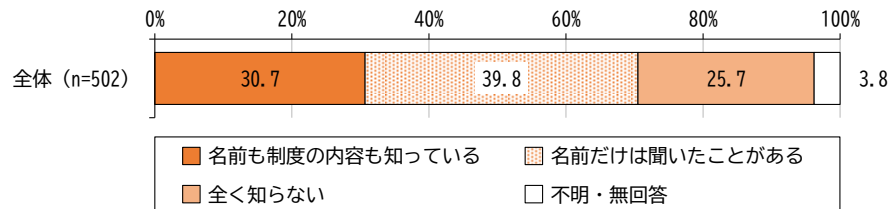
「危険箇所の把握」が62.9%と最も高く、次いで「日頃からの隣近所との声かけ」が55.0%、「地域における援助体制の構築」が32.5%となっています。



第2章 日之影町の現状

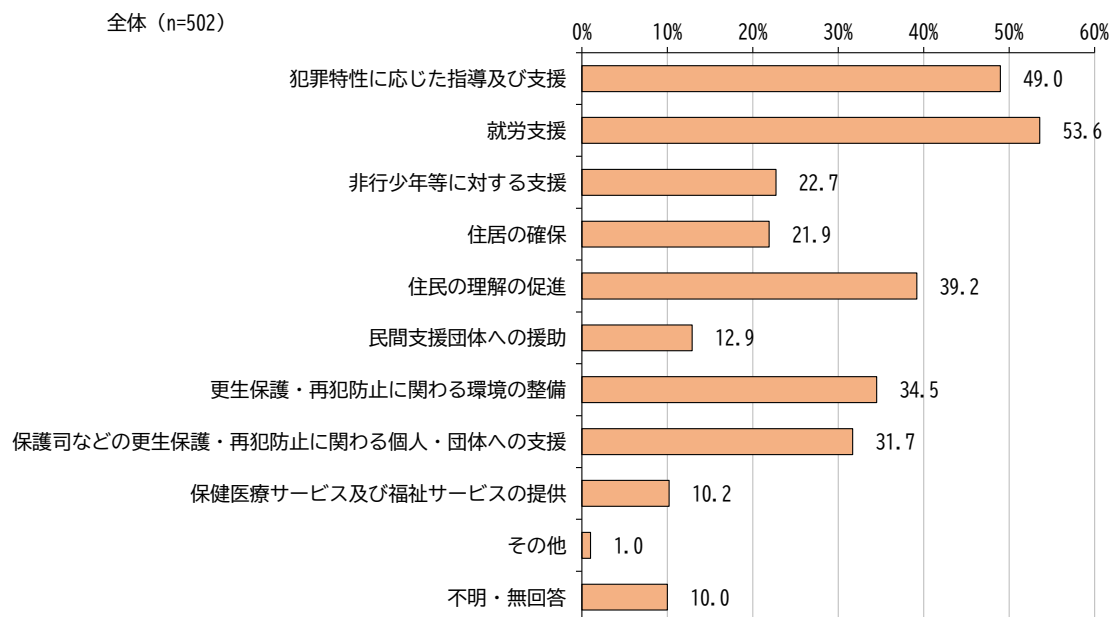
⑩「成年後見制度」を知っているか（単数回答）

「名前だけは聞いたことがある」が 39.8%と最も高く、次いで「名前も制度の内容も知っている」が 30.7%、「全く知らない」が 25.7%となっています。



⑪再犯防止を推進するために必要だと思う取組（複数回答）

「就労支援」が 53.6%と最も高く、次いで「犯罪特性に応じた指導及び支援」が 49.0%、「住民の理解の促進」が 39.2%となっています。



⑫町の福祉サービスや地域の福祉に関する情報の入手先（現在入手しているもの）

現在入手しているものについてみると、「町の広報誌」が70.5%と最も高く、次いで「町のホームページ」が36.1%、「日之影町社会福祉協議会」が29.5%となっています。

年齢別にみると、すべての年齢で「町の広報誌」が最も高くなっています。

単位：％		町のホームページ	町の広報誌	町公式LINE	ひのかげアプリ	町役場などの窓口	地域包括支援センター	日之影町社会福祉協議会	民生委員・児童委員	介護支援専門員（ケアマネジャー）	福祉サービスの事業所またはその職員	医療機関（医師・看護師など）	NPOやその他の民間団体	テレビ・ラジオ・新聞	入手先がわからない	その他	入手していない	不明・無回答
全体（n=502）		36.1	70.5	27.7	25.9	19.9	16.5	29.5	12.5	9.8	9.6	14.3	1.8	25.5	0.6	1.0	1.4	16.3
年齢別	10～20歳代（n=17）	35.3	70.6	35.3	29.4	35.3	11.8	29.4	11.8	5.9	5.9	17.6	5.9	23.5	0.0	5.9	23.5	0.0
	30歳代（n=34）	44.1	67.6	47.1	35.3	26.5	5.9	17.6	8.8	2.9	11.8	14.7	5.9	20.6	2.9	2.9	5.9	11.8
	40歳代（n=58）	43.1	58.6	32.8	27.6	10.3	6.9	15.5	13.8	8.6	6.9	8.6	3.4	24.1	0.0	1.7	0.0	17.2
	50歳代（n=70）	41.4	68.6	27.1	28.6	14.3	11.4	17.1	2.9	8.6	10.0	11.4	1.4	15.7	0.0	1.4	0.0	12.9
	60歳代（n=127）	41.7	80.3	37.8	38.6	23.6	22.8	37.0	15.0	14.2	10.2	16.5	0.8	25.2	1.6	0.8	0.8	8.7
	70歳代（n=121）	33.1	76.0	21.5	19.0	26.4	23.1	41.3	16.5	12.4	9.9	19.0	1.7	37.2	0.0	0.0	0.0	19.8
	80歳以上（n=62）	12.9	53.2	3.2	4.8	8.1	12.9	25.8	14.5	3.2	9.7	9.7	0.0	17.7	0.0	0.0	0.0	35.5

⑬町の福祉サービスや地域の福祉に関する情報の入手先（今後入手したいもの）

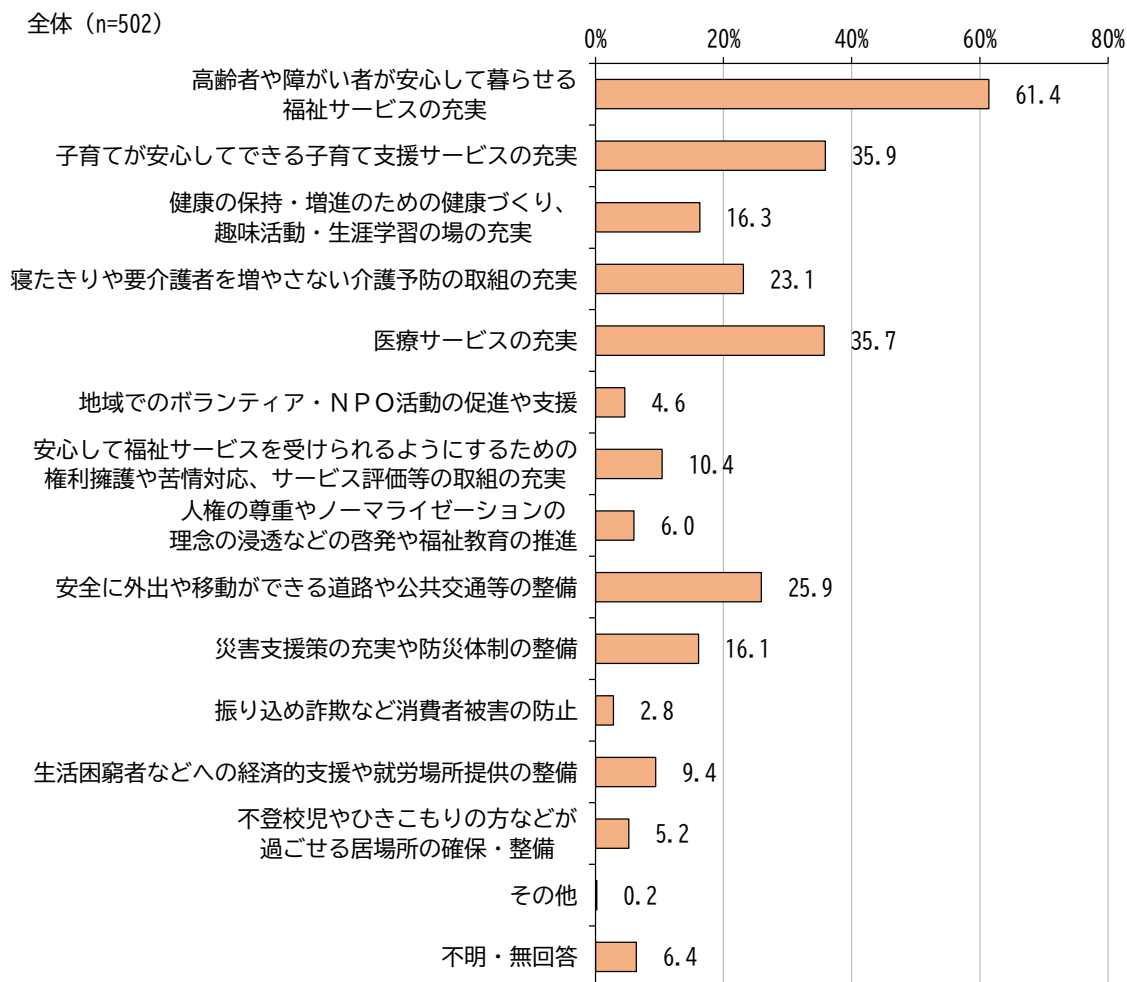
今後入手したいものについてみると、「ひのかげアプリ」が21.5%と最も高く、次いで「町公式LINE」が18.3%、「地域包括支援センター」が16.5%となっています。

年齢別にみると、10～20歳代では「福祉サービスの事業所またはその職員」、30歳代では「町公式LINE」、40歳代、50歳代、70歳代では「ひのかげアプリ」、60歳代では「地域包括支援センター」、80歳以上では「町のホームページ」「町の広報誌」が最も高くなっています。

単位：％		町のホームページ	町の広報誌	町公式LINE	ひのかげアプリ	町役場などの窓口	地域包括支援センター	日之影町社会福祉協議会	民生委員・児童委員	介護支援専門員（ケアマネジャー）	福祉サービスの事業所またはその職員	医療機関（医師・看護師など）	NPOやその他の民間団体	テレビ・ラジオ・新聞	入手先がわからない	その他	入手していない	不明・無回答
全体（n=502）		15.7	10.8	18.3	21.5	11.8	16.5	12.5	12.4	12.2	12.9	9.8	13.1	7.4	4.4	2.2	3.8	50.8
年齢別	10～20歳代（n=17）	23.5	11.8	23.5	23.5	11.8	29.4	11.8	29.4	23.5	35.3	23.5	29.4	11.8	5.9	5.9	17.6	17.6
	30歳代（n=34）	32.4	32.4	41.2	38.2	26.5	32.4	26.5	23.5	26.5	26.5	26.5	23.5	23.5	5.9	2.9	11.8	14.7
	40歳代（n=58）	17.2	15.5	22.4	32.8	12.1	13.8	8.6	8.6	12.1	12.1	10.3	15.5	6.9	6.9	3.4	8.6	34.5
	50歳代（n=70）	17.1	7.1	22.9	30.0	17.1	14.3	14.3	12.9	10.0	14.3	11.4	12.9	7.1	7.1	5.7	5.7	44.3
	60歳代（n=127）	18.1	8.7	18.9	21.3	7.9	22.0	15.0	15.7	17.3	15.7	9.4	18.1	5.5	5.5	0.8	0.0	50.4
	70歳代（n=121）	10.7	8.3	14.0	15.7	10.7	11.6	10.7	7.4	8.3	8.3	6.6	7.4	5.0	1.7	1.7	2.5	61.2
	80歳以上（n=62）	9.7	9.7	6.5	8.1	8.1	8.1	6.5	8.1	1.6	3.2	1.6	3.2	6.5	1.6	0.0	0.0	75.8

⑭地域福祉を充実させるうえで、日之影町が優先的に取り組むべき施策（複数回答）

「高齢者や障がい者が安心して暮らせる福祉サービスの充実」が61.4%と最も高く、次いで「子育てが安心してできる子育て支援サービスの充実」が35.9%、「医療サービスの充実」が35.7%となっています。



5. 関係団体ヒアリング調査からみる状況

計画策定の基礎資料として、日頃から地域で活動する公民館長、民生委員・児童委員の考えや意見を把握することを目的に、ヒアリング調査を実施しました。

(1) 調査の概要

■調査概要

調査対象者	公民館長、民生委員・児童委員
調査期間	令和7年7月25日～8月20日
調査方法	郵送配布・郵送回収またはWEBによる本人記入方式
配布数	62件
有効回収数	40件
有効回収率	64.5%

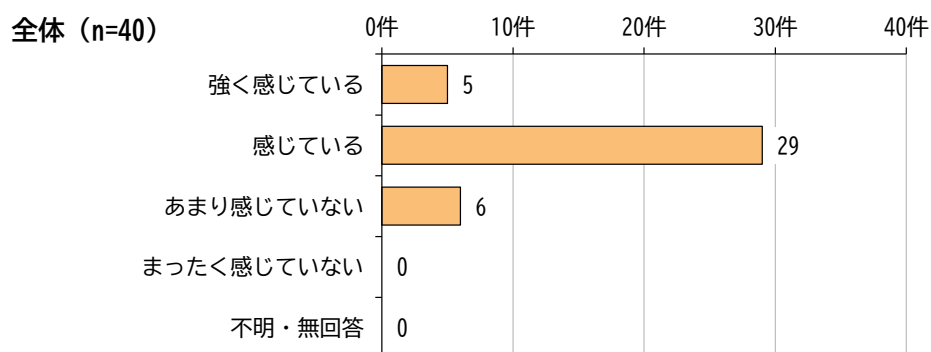
■調査結果の概要の見方

- ◇図表中において「不明・無回答」とあるものは、回答が示されていない、または回答の判別が困難なものです。
- ◇図表中の「n (number of case)」は、集計対象者総数（あるいは回答者限定設問の限定条件に該当する人）を表しています。
- ◇本文中の設問の選択肢は簡略化している場合があります。

(2) 調査結果の概要

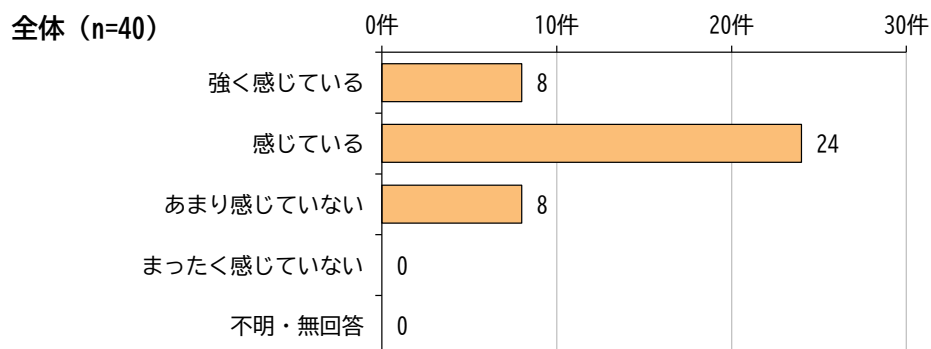
① 普段の活動の中でやりがいを感じるか（単数回答）

「感じている」が29件と最も多く、次いで「あまり感じていない」が6件、「強く感じている」が5件となっており、「感じている」と「強く感じている」をあわせた34件の方がやりがいを感じていると回答しています。



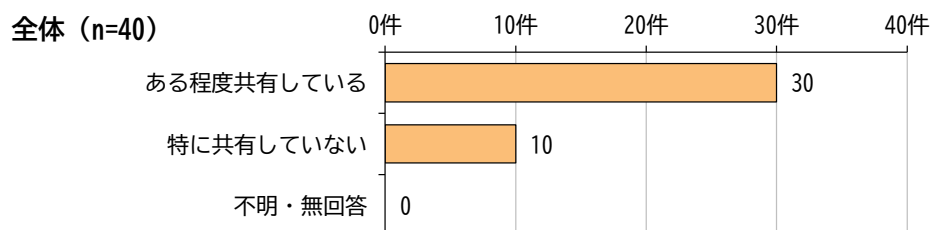
② 普段の活動の中で負担感を感じるか（単数回答）

「感じている」が24件と最も多く、次いで「強く感じている」「あまり感じていない」が8件となっており、「感じている」と「強く感じている」をあわせた32件の方が負担感を感じていると回答しています。



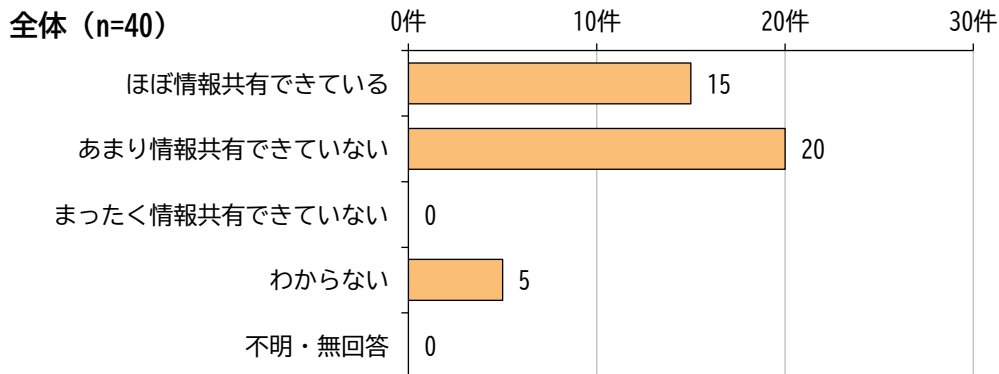
③ 会合などの話し合いの場を通じて、地区内の情報をある程度共有しているか（単数回答）

「ある程度共有している」が30件、「特に共有していない」が10件となっています。



④災害時避難行動要支援者について、関係者間での情報共有ができているか（単数回答）

「あまり情報共有できていない」が20件、「ほぼ情報共有できている」が15件となっています。



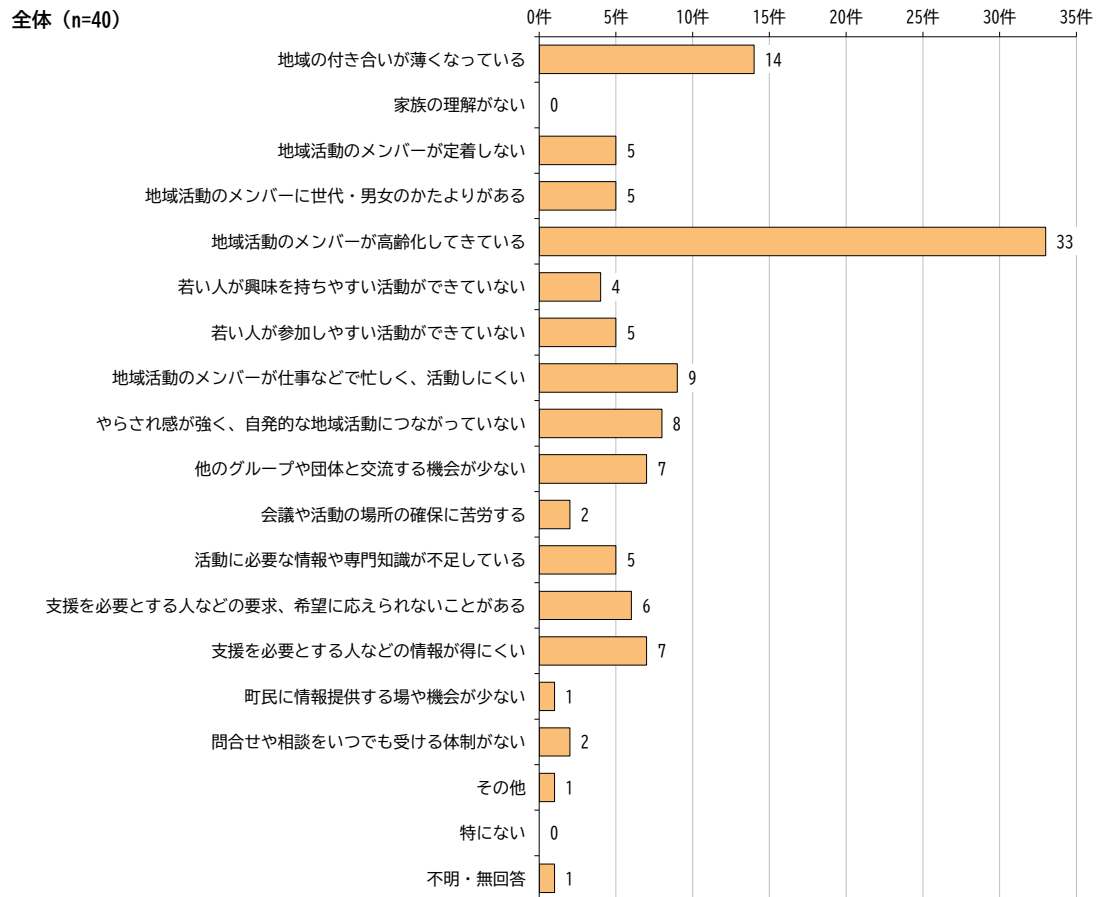
⑤防災体制を考えるうえで、地域に必要なこと・地域の問題点（自由記述）※一部抜粋

回答
災害時は、要支援者の方には早くに消防団の方に来てくださいます。住民も自主避難して、施設や避難場所に早めに行っていますので、今は特に問題はありますが、高齢者が多いので、今後も公民館長と連絡をとりながら、見守っていきたいと思います。
高齢者が多くいて、自由がままならないので、いざという時に心配になる。
高齢化が進んで、人を集めるのに気をつかう。高齢化でいざ災害が起こった時に、手助けする人が必要。近くに人がいない。
避難するまでの危険箇所の周知。
今のところ、問題はないが高齢化が進んでいるので、避難場所への道路の問題を早めに対応するように話をしています。消防団の方々も協力してもらっています。
消防団にまかせっきりで、避難所に何人来ているかわからない。災害時の役割分担などもわからないので、防災体制を公民館で話し合うことが必要だと思う。
災害時の役割分担や危険箇所の周知の確認をしておく。
指定される避難場所が離れているので移動することが危険。

第2章 日之影町の現状

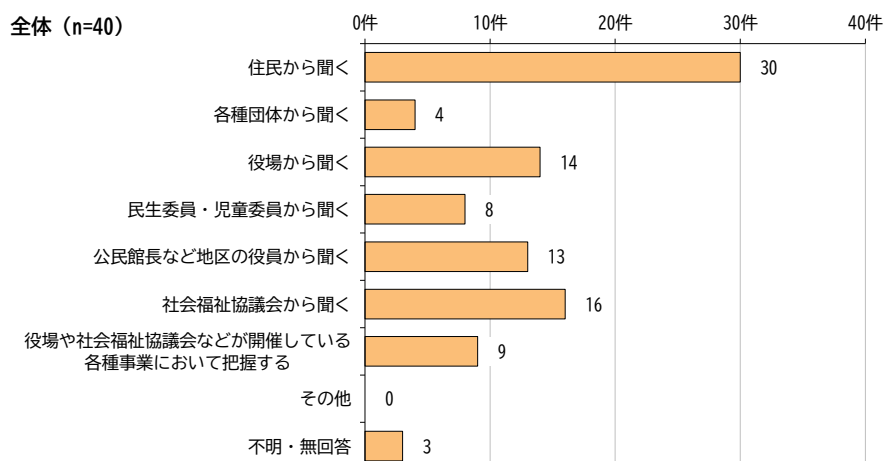
⑥活動を行ううえで困っていること（複数回答）

「地域活動のメンバーが高齢化してきている」が33件と最も多く、次いで「地域の付き合いが薄くなっている」が14件、「地域活動のメンバーが仕事などで忙しく、活動しにくい」が9件となっています。



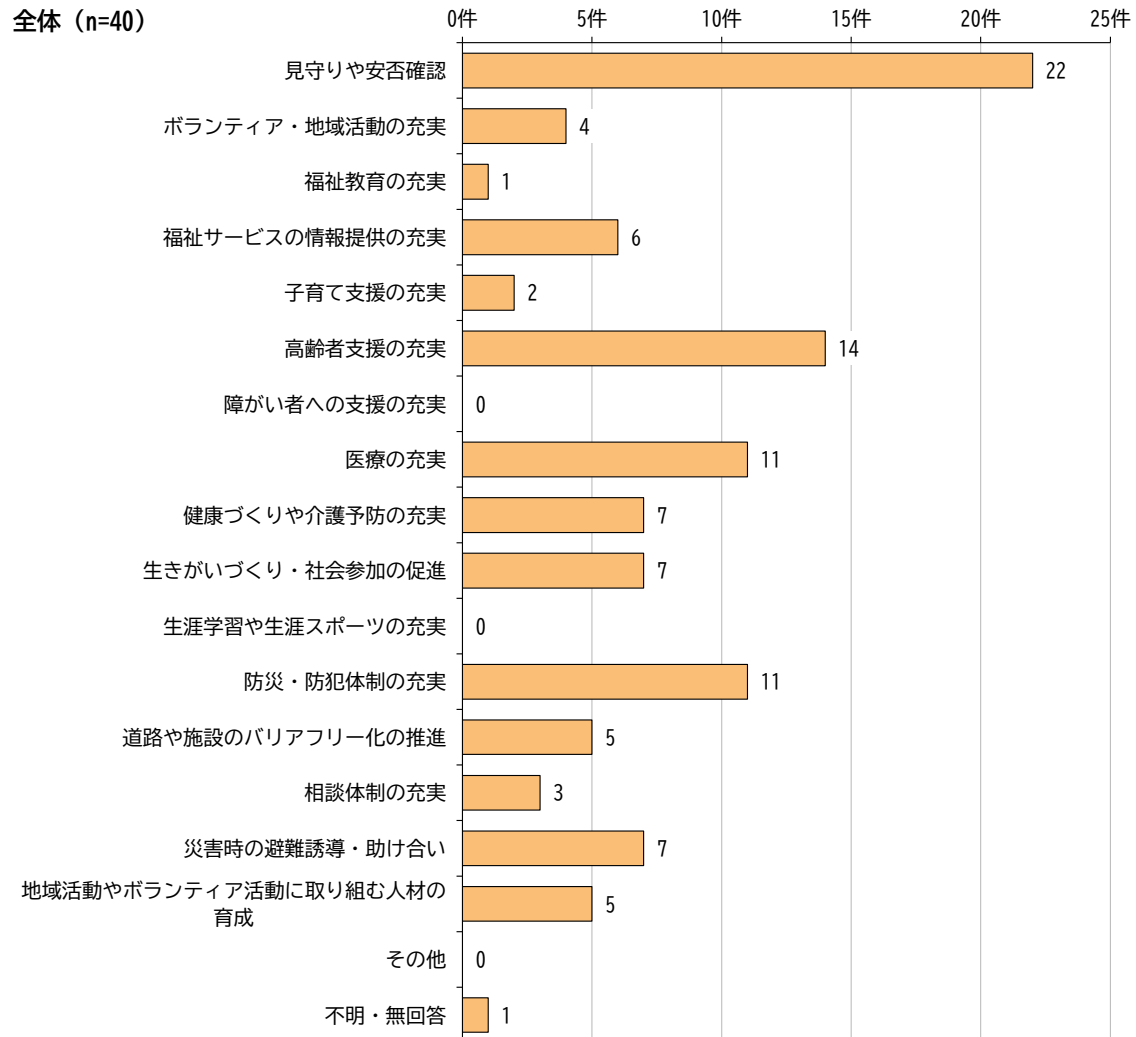
⑦地域住民の要望をどのように把握しているか（複数回答）

「住民から聞く」が30件と最も多く、次いで「社会福祉協議会から聞く」が16件、「役場から聞く」が14件となっています。



⑧誰もが安心して暮らしていくために、地域で特に重要なこと（複数回答）

「見守りや安否確認」が22件と最も多く、次いで「高齢者支援の充実」が14件、「医療の充実」「防災・防犯体制の充実」が11件となっています。



6. 第4期計画の実施状況

第4期計画では「支え合い幸せに暮らせるまちづくり ～笑顔あふれる福祉の実現～」の基本理念のもと、3つの基本目標を定め、具体的事業・取組を推進してきました。基本目標ごとの主な実施状況は以下の通りです。

基本目標1 地域共生社会の実現に向けた体制づくり

- 1 地域共生社会の意識醸成
- 2 包括的な支援体制の整備
- 3 住民参加で支える地域福祉活動の推進

【主な事業・取組の実施状況】

ニーズの調査				
内容	一般住民を対象に定期的なニーズ調査を実施します。			
実施状況	①令和5年度に町民1,000人を対象としたアンケート調査を実施しました。 ②見立地区を対象に集落支援員を配置し、毎月1回対象世帯を訪問し、地区の状況、各世帯の状況を把握しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施	－	－	○	－
②実施	○	○	○	○

行政座談会からのニーズ把握				
内容	行政座談会や地域・未来ミーティングを開催し、住民の声を直接聞く機会を設けます。			
実施状況	①行政座談会を開催しました。 ②地域・未来ミーティングを開催しました。 ③町民の要望に対応し、関係課と情報共有を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①開催地区	－	－	－	14
②開催地区	－	3	6	－
③実施	○	○	○	○

地域包括支援センター相談業務（相談窓口からのニーズ把握）				
内容	高齢者の心身の状況や必要な支援等について相談を受け、地域の福祉サービスの利用につなげます。また、専門職による総合相談の対応を行います。			
実施状況	①高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などについて相談を受け、地域の保健・医療・介護・福祉サービス等の利用につなげました。 ②社会福祉士、保健師、介護支援専門員のほかに経験豊富な認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを兼任する職員を配置し、総合相談の対応を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施	○	○	○	○
②相談件数	5,796	6,015	5,563	6,750

地域ケア個別会議・地域ケア推進会議				
内容	専門職との多職種連携を図り、個別援助計画の助言を行います。			
実施状況	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議にて、情報交換を行うとともに、専門職との多職種連携を図りました。また、個別事例の検討等により地域課題を整理し、必要に応じて政策形成につなげました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	18	24	23	9

民生委員等福祉関係者からのニーズ把握				
内容	民生委員・児童委員等福祉関係者からの情報収集を行います。			
実施状況	毎月定例会を開催し、見守りが必要な高齢者等の情報収集、情報共有を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	8	10	12	12

民生委員等福祉関係者による相談機能の充実				
内容	民生委員・児童委員等福祉関係者からの情報収集を行います。			
実施状況	①社協だより等の広報誌を利用した活動紹介を行いました。 ②毎月定例会を開催し、地域福祉、相談支援等の研修を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①発行回数	2	2	2	2
②開催回数	8	10	12	12

第2章 日之影町の現状

専門相談				
内容	弁護士による法律相談など、専門的な相談に応じます。			
実施状況	年2回、無料法律相談を実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	2	2	2	2

見守りネットワーク				
内容	一人暮らし等要援護者の緊急時の早期発見に努めます。			
実施状況	日之影町、日之影町社会福祉協議会、7民間事業所で日之影町地域見守りふれ愛ネットワーク事業を実施し、独居高齢者の見守りや異常の早期発見等の活動を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
活動件数	9	8	1	7

友愛訪問				
内容	一人暮らしやひきこもりがちな高齢者の安否確認や話し相手となることを目的に、定期的な訪問を行います。			
実施状況	①独居高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に、民生委員・児童委員による友愛訪問活動を実施しました。 ②民生委員・児童委員の定例会において、友愛訪問についての会議（内容の再検討）を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施回数	8	10	12	12
②開催回数	1	1	1	1

電話で安否確認				
内容	隣近所と距離が離れている世帯や気にかかる高齢者を対象に、シニアサポート日之影による電話ボランティアにて安否確認を実施します。			
実施状況	①シニアサポート日之影による電話ボランティアにて、安否確認を実施しました。 ②電話ボランティア連絡会議定例会にて、電話ボランティアの内容の検討会議を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施回数	48	52	40	36
②開催回数	12	12	12	6

母子ケア会議				
内容	保育園・教育委員会・町民福祉課・保健センターで構成された母子ケア会議を開催します。			
実施状況	保育園・教育委員会・町民福祉課・保健センターによる母子ケア会議を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	4	4	4	4

高齢者大学・高齢者教室				
内容	高齢者等がともに参加し、ともに学ぶ機会を提供するとともに、ニーズを踏まえた生涯学習講座の開設を行います。			
実施状況	①高齢者大学を開催しました。 ②高齢者教室を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①開催回数	7	8	10	10
②実施教室数	3	2	2	1

福祉のつどい				
内容	町民への福祉啓発を目的とした、福祉のつどい・福祉大会等を開催します。			
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、福祉まつりを開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	－	－	1	1

第2章 日之影町の現状

ボランティア養成研修（福祉サービス提供者間のネットワーク）				
内容	ボランティアが中心となり、サロン会場等で介護予防や認知症予防の取組を行うため、養成研修を開催します。			
実施状況	ボランティア養成研修を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
受講者数	－	－	31	23

リサイクル活動				
内容	ゴミ減量化とリサイクル活動について啓発活動を行います。			
実施状況	①ひのかげ渓谷まつりにおいて、フリーマーケットを出店しました。 ②学校、公民館、サロン、職場などでゴミ分別講習会を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①開催回数	－	－	1	1
②開催回数	1	0	0	0

公共施設の活用				
内容	町民が休日や夜間等に公共施設を利用できるよう、開放します。			
実施状況	学校体育館及び体育施設、社会教育施設、農業施設を開放しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
延べ利用人数	13,357	18,715	21,778	19,876

生涯学習講座				
内容	高齢者等がともに学ぶ機会を提供するため、生涯学習講座を実施します。			
実施状況	町民のニーズに応じて各種生涯学習講座を開設し、前期（5月～9月）と後期（10月～2月）に分けて開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	○	○	○	○

防災無線				
内容	防災無線を活用し、情報発信を行います。			
実施状況	必要に応じて防災無線を活用し、情報発信を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	○	○	○	○

インターネットでの情報公開				
内容	どこにいても情報を収集できるよう、インターネットを活用した情報提供を行います。			
実施状況	①町ホームページを令和6年度にリニューアルしました。随時最新情報を更新し、日之影町へのご意見ご要望のコーナーも設けました。 ②町営テレビ放送は平成23年度から自主放送及びデータ放送を開始し、随時情報の提供を行いました。 ③インターネット回線については、平成23年度に全世帯へ光ファイバーを引き込み、インターネットが利用可能な環境を整備しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施	○	○	○	○
②実施	○	○	○	○
③利用世帯数	629	646	674	680

西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター設置				
内容	地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターとして高千穂町、五ヶ瀬町と西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンターを共同設置しました。障がい分野や貧困、不登校、介護など複合的な課題を抱えた家庭の課題解決に取り組みます。			
実施状況	社会福祉士や精神保健福祉士、心理士等の専門職員を配置し、相談対応やカウンセリング等の支援を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	621	632	435	511

巡回相談				
内容	障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などを実施し、身近な地域で自立した職業生活が送れるよう支援します。			
実施状況	のべおか障害者就業・生活支援センターによる相談対応を月1回実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	12	12	12	12

こども家庭センターの運営				
内容	町内すべての妊産婦・子育て世帯・こどもに対して、母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。			
実施状況	令和6年度から、町民福祉課内に「こども家庭センター」を設置し、母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行いました。 (令和5年度までは、母子保健機能は保健センター、児童福祉機能は町民福祉課の地域福祉係が相談支援に対応していました。)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
相談件数	－	－	－	471

基本目標2 地域共生社会を支える多様な担い手づくり

- 1 地域共生社会を支える人材の確保と資質の向上
- 2 地域共生社会を支える担い手の育成

【主な事業・取組の実施状況】

保育体験交流				
内容	保育体験を通じて、中学生と園児の交流を図ります。			
実施状況	中学生の職場体験を通じて、一日保育体験で園児との交流を図りました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	0	1	1	1

高齢者の技体験交流				
内容	高齢者の知恵と技の体験や伝承活動を通じて、高齢者と園児・児童の交流を図ります。			
実施状況	高齢者と園児・児童が交流するスポーツ大会等を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数	2	2	1	0

地域リーダー養成				
内容	地域ボランティアリーダーの養成講座を実施します。また、ボランティア連絡協議会を開催します。			
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において、地域ボランティアリーダーの養成講座を実施しました。 ②シニアサポート日之影定例会を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施回数	3	2	3	3
②開催回数	12	12	12	6

広域有償ボランティア組織				
内容	地域助け合いボランティアの組織化、シルバー人材センターの強化、福祉人材バンクの拡充に努めます。			
実施状況	①地域助け合いボランティアの組織化はできませんでした。 ②シルバー人材センターの強化に努めました。 ③福祉人材バンクの拡充に努めました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①組織化	未設置	未設置	未設置	未設置
②登録者数	20	20	21	23
③登録者数	50	51	53	55

介護者講習会				
内容	介護の知識と技術習得のために介護職員初任者研修を開催します。			
実施状況	計画期間中の開催はありませんでした。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
修了人数	0	0	0	0

福祉講話講師派遣				
内容	日之影町社会福祉協議会において、学校等へ講師を派遣し児童・生徒に体験談などの福祉講話を行います。			
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、学校等への講師の派遣を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
派遣回数	0	0	1	0

第2章 日之影町の現状

ボランティア体験教室				
内容	日之影町社会福祉協議会において、学校でのボランティア体験教室や地域でのボランティア体験学習を行います。			
実施状況	①学校でのボランティア体験教室を開催しました。(手話、点字、車椅子、介護等) ②地域でのボランティア体験学習を行いました。(デイサービス、サロン、リサイクル等) ③ボランティア体験月間における行事(あなたの望み叶えます)を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①開催回数	0	0	7	3
②開催回数	0	0	7	3
③実施回数	0	0	1	1

基本目標3 ともに支え合い、助け合う地域づくり

- 1 地域福祉の推進
- 2 災害時における福祉的支援の充実
- 3 利用者本位の福祉サービスの充実

【主な事業・取組の実施状況】

在宅医療介護連携推進会議				
内容	医師をはじめ医療職、介護職、行政機関で切れ目のない円滑なサービス提供を実施します。			
実施状況	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、在宅医療と介護サービスの一体的提供に向けて、定期的に会議を実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
会議開催回数	11	12	12	11

一時預かりサービス				
内容	日之影町社会福祉協議会において、託児サービスを実施します。			
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、託児サービスを実施しました。令和7年度以降、ファミリーサポート事業として実施します。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	0	0	8	3

空き家利用の交流				
内容	空き家を活用した憩いの家「まさのや」を実施し、集いの場を提供します。			
実施状況	空き家を活用した憩いの家「まさのや」を実施し、集いの場を提供しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	847	988	1,057	1,214

家族介護者交流				
内容	自宅で介護を行う家族を対象に、情報交換やリフレッシュを目的とした交流を行います。			
実施状況	コロナ禍では開催を見送ることもありましたが、「介護者の集い」から茶話会・グループワークのない「介護者教室」に変更し、実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	0	2	1	1

買い物支援サービス				
内容	交通手段がないなど、買い物が困難な高齢者等に対して、買い物ボランティア等による支援を行います。			
実施状況	①買い物支援ボランティアを毎年養成しました。 ②カタログ注文による宅配サービスを実施しました。 ③買い物ボランティアによる、買い物代行サービスを実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①養成人数	2	1	1	1
②実施件数	432	284	446	434
③実施件数	432	284	446	434

第2章 日之影町の現状

移動販売				
内容	行政・商工会・商店等の協力のもと、地域巡回移動販売車を運行します。			
実施状況	買い物支援車によるサロン会場への訪問販売を実施しました。 (令和3～4年度は人員不足のため実施していません。)			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	－	－	33	18

移送（送迎）サービス				
内容	要介護者・交通弱者等に対し、移送（送迎）サービスを実施します。			
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、移送（送迎）サービスを実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	19	35	56	39

おたすけ2680事業				
内容	小地域での困りごと解決を行うおたすけ会員と依頼者をマッチングして、ちょっとした困りごとへの対応を実施します。			
実施状況	小地域での困りごと解決を行うおたすけ会員と依頼者をマッチングして、ちょっとした困りごとへの対応を実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施件数	2	0	1	1

父親母親子育て交流				
内容	子育て中の父親・母親を対象に、子育て方法の学習等を目的とした交流を行います。			
実施状況	乳児健診時に管理栄養士による個別指導を行いました。また、離乳食教室として集団指導を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施回数 (集団指導)	1	1	3	3

子ども広場				
内容	子育て中の母親等の情報交換や交流の場を提供します。			
実施状況	日之影町社会福祉協議会において、子ども広場等の充実を図りました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用者数	327	213	575	497

健康づくり事業				
内容	すべての人が健康に暮らせるための支援を行います。			
実施状況	①特定健診や各がん検診の受診率向上のための啓発活動や健診結果のデータによる保健指導を実施しました。また、疾病の重症化予防を目的に、訪問や来所による個別の保健指導を実施しました。 ②各種がん検診、ヤング健診、特定健診を実施しました。また、特定健診受診率向上に努めました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①保健指導実施回数	102	184	175	111
②特定健診受診率(%)	68.5	67.9	65.1	63.2

運動教室				
内容	高齢者に対し、介護予防のための運動教室を実施します。			
実施状況	高齢者に対し、いきいき百歳体操や介護予防事業での運動教室を実施しました。いきいき体操や貯筋体操は町民が自主的に行いました。また、日之影町社会福祉協議会主催での筋トレ倶楽部も行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実利用人数 (筋トレ以外)	133	104	95	86

緊急連絡先の整備・災害弱者支援				
内容	一人暮らしの方や高齢者世帯、障がい者等の緊急連絡体制と災害弱者支援体制を整備します。			
実施状況	避難行動要支援者台帳を毎年作成及び更新し、関係機関と共有しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
要支援者数	396	284	233	143

地域防災活動				
内容	地域住民を対象に、防災知識習得のための訓練の実施や救急法講習会を開催します。			
実施状況	①地域防災訓練を実施しました。(応急手当、ロープワーク、炊き出し訓練、消火訓練、避難訓練、連絡通報訓練等) ②公民館、職場、学校等で救急法講習会を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①実施	○	○	○	○
②実施回数	8	8	9	11

第2章 日之影町の現状

地域福祉支援システムによる情報共有				
内容	要支援者に対し、災害時の避難に必要な情報を町民福祉課、保健センター、日之影町社会福祉協議会で共有し、管理します。			
実施状況	要支援者に対し、災害時の避難に必要な情報を町民福祉課、保健センター、日之影町社会福祉協議会で共有し、管理しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	○	○	○	○

地域防犯活動				
内容	特殊詐欺、訪問販売、悪質商法等の対策のため、啓発を行います。			
実施状況	町内の高齢者を対象に、高齢者大学やひのかげ溪谷まつりにおいて、防犯啓発用品の配布を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施	○	○	○	○

スポーツ・レクリエーション教室				
内容	健康づくりの一環として、スポーツ・レクリエーションの普及を図ります。			
実施状況	総合型スポーツクラブ「ひのかげきらめきクラブ」で町民を対象としたフットサル・健康ダンス・ストリートダンス教室を行いました。また、令和9年に開催される「日本のひなた宮崎 国スポ・障スポ」に向けて、なぎなた教室も実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	3	3	3	3

ふれあいスポーツ大会				
内容	高齢者、障がい者、児童がともに参加し、ともに楽しめるふれあいスポーツ大会を開催します。			
実施状況	高齢者クラブ連合会において、高齢者スポーツ大会を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
開催回数	0	1	0	1

地域福祉権利擁護				
内容	判断能力が不十分な方や自己決定ができない方が適切に福祉サービスを受けられるよう、支援します。			
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において日常生活自立支援事業を実施しました。 ②日之影町社会福祉協議会において成年後見制度の活用を支援しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用件数	11	11	11	9
②利用件数	3	3	3	5

各種貸出しサービス				
内容	一時的に必要な物品等の貸出しを行います。			
実施状況	①日之影町社会福祉協議会において、車椅子、ベッド等の介護機器の貸出しを行いました。 ②日之影町社会福祉協議会において、チャイルドシートの貸出しを行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①利用件数	12	42	33	30
②利用件数	15	26	13	5

高齢者見守りシステム事業				
内容	一人暮らし高齢者等に対し、日常生活における見守りや緊急時対応の充実を図るため、見守りシステムを設置します。			
実施状況	令和5年8月から事業を開始しました。従来の緊急通報システムの内容に加えて、人感センサーによる見守り、お伺いコールによる定期的な見守りを実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
設置件数	0	0	0	17

第2章 日之影町の現状

西臼杵郡障がい者スポーツ教室・大会				
内容	障がいのある方が競技等を通じて、スポーツの楽しさを体験するとともに、町民の障がいのある方に対する理解を深め、障がいのある方の自立と社会参加に寄与することを目的に開催します。			
実施状況	①宮崎県障がい者スポーツ協会において、西臼杵郡3町合同のスポーツ教室を開催しました。 ②西臼杵郡障がい者スポーツ大会実行委員会において、障がい者スポーツ大会を開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①開催回数	0	1	1	1
②開催回数	0	0	1	1

療育強化事業				
内容	心身に障がいがある、または障がい疑われる児童とその保護者を対象に、通園による療育指導を行い、地域での在宅生活を支援します。また、発達遅滞の早期療養等や放課後子ども教室の活用等を通じて、こどもが健やかに成長できる環境づくりと保護者の家庭での療育技術の習得を支援します。			
実施状況	町内の社会福祉法人に委託して事業を実施しました。適切な指導を行う資格を有する専任職員を保育所あるいは放課後子ども教室に配置し、障がい児等とその保護者に対し、早期療養や療育技術の習得支援を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
事業対象者数	2	2	3	3

保育園・小中学校訪問				
内容	こども家庭センターが保育園・小中学校へ訪問し、関係者間と連携を深めるとともに、必要に応じて協議を行います。			
実施状況	こども家庭センターが保育園・各小中学校訪問を実施しました。また、訪問時に意見交換を行いました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
訪問回数	—	—	—	23（保育園のみ）

町立図書館				
内容	乳幼児から高齢者まで、幅広い世代が集い、交流できる憩いの場を提供します。			
実施状況	令和5年7月から、毎月第1日曜日の午前10時30分からおはなし会と題した本の読み聞かせを行いました。また、毎年図書館まつり等、様々なイベントを開催しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
来館者数	5,225	5,683	6,057	5,375

放課後子ども教室				
内容	放課後や夏休み等の学校の長期休業中に、小学校や社会教育施設を活用して、こどもたちが安全・安心に過ごせる居場所を提供します。			
実施状況	こどもたちが放課後等を安全・安心に過ごせるよう、放課後子ども教室サポーターや学校と連携・協働しながら放課後子ども教室の運営を行いました。総合型地域スポーツクラブと連携したスポーツ教室、関係機関や団体からの協力を得て、様々な体験活動を実施しました。			
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
教室数	4	4	4	4

7. 課題と今後の方向性

（１）町民同士のつながりの変化を踏まえた地域福祉の推進

本町では、少子高齢化や人口減少が進行し、高齢者単独世帯が増加しています。今後は、人々のライフスタイルの多様化なども影響し、地域のつながりや支え合いの力が弱くなっていくことが考えられます。町民意識調査では、10年後の地域のつながりや支え合いが今よりも「弱くなっている」「少し弱くなっている」と思う人が約半数を占めています。

しかし、普段から隣近所の人と困ったときに助け合い、あいさつや立ち話をするなど、何らかの近所付き合いがある人が約7割となっていること、隣近所で何らかの支援が必要な方に対し「できる範囲で支援したい」と答えた人が約5割となっていることから、現在の地域のつながりを維持・強化し、支え合いの心を育んでいくことが重要です。

引き続き、地域での声かけや見守りの大切さについて啓発を行っていくとともに、交流機会の提供や集いの場づくりなどを通じて、地域のつながりを深めていくことが重要です。地域での支え合いについては、一人ひとりの状況に応じた範囲で参加できる仕組み・体制を構築していく必要があります。

（２）一人ひとりの状況に合わせたサービスの提供

誰もが暮らしやすい環境を整備していくためには、地域や町民が抱える課題に柔軟に対応できる体制を整えていく必要があります。町民意識調査の結果をみると、本町が優先的に取り組むべき施策として、子育て支援や高齢者・障がい者への福祉サービスの充実が求められており、町民が安心して暮らし続けることができるサービスの提供・拡充に努めていく必要があります。また、生活困窮やひきこもりなど、複雑な課題を抱える個人や世帯に対して、地域・行政・専門機関等が一体となった包括的な支援体制を構築していくことも重要です。

また、情報提供や相談支援体制の充実を図ることも重要です。町民意識調査の結果をみると、現在は町の広報誌やホームページなどから情報を得る人が多くなっていますが、今後入手したいと思うものでは、ひのかげアプリや町公式LINEなどが多くなっており、デジタル技術を活用した情報提供が求められています。

さらに、すべての人にとって暮らしやすい環境をつくるために、安全な道路の整備や町民のニーズを踏まえた移動手段の確保、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮した住環境の整備に取り組む必要があります。

（３）地域の変化を踏まえた活動の在り方の検討

ともに支え合い、助け合える地域をつくっていくためには、町民が地域に積極的に関わっていくことが重要になります。町民意識調査の結果をみると、町内の行事や活動等にできるだけ参加している人は約５割、参加していない人は約３割となっており、参加していない人の理由をみると、他にやることがあって忙しい、自分の時間を優先したい、参加したいが身体的な理由で参加しづらいなどの理由が挙げられています。

また、本町では、日頃から地域福祉の推進のために活動されている個人や団体の方々がいます。関係団体ヒアリング調査の結果をみると、普段の活動の中でやりがいを感じる人は約８割となっているものの、負担感を感じる人も約８割となっています。また、地域活動を行うメンバーの高齢化や地域の付き合いが薄くなっていることも課題となっています。

今後は、誰もが参加しやすく、続けやすい活動となるよう、地域の活動に参加するきっかけづくりや負担軽減を図るとともに、一人ひとりのライフスタイル等に配慮した柔軟な対応を考えていくことが重要です。また、本町で活動する福祉関係団体や社会福祉協議会などの活動・連携を支援し、地域で一体となって福祉を推進する必要があります。

（４）暮らしやすい環境の整備

本町には、様々な方が暮らしており、それぞれが抱える課題も複雑化・多様化しています。高齢化が進む本町では、将来の生活に対する不安の声が多く聞かれることから、日頃からの見守り等に加え、何かあったときに支える仕組みづくりが必要となっています。町民意識調査の結果をみると、現在の困りごと・10年後に不安なこととして、死後のこと（葬儀・相続など）が上位となっています。生涯、安心して本町で暮らしていくために、成年後見制度の利用を提案するなど、それぞれの状況に応じた支援の提供に努めていくことが重要です。

また、近年頻発する災害に対し、地域で事前に備えておくことが重要です。特に、高齢者にとっては、自力での移動が困難なことや居住地によっては避難場所が遠いことが課題となっています。町民意識調査の結果をみると、危険箇所の把握や日頃からの近隣との声かけ、地域における援助体制の構築が特に重要だと考えられています。地域での避難訓練の実施や要配慮者の把握、避難所での役割分担の想定など、いざという時に助け合える体制を構築する必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方

1. 基本理念

本町では、令和6年度に「第6次日之影町長期総合計画」を策定し、「未来への新たな光を灯すまち 日之影」を町の将来像として掲げ、人口減少や社会情勢の変化に柔軟に対応しながら、地域や人のつながりを大切にする、町民と行政が一体となったまちづくりを進めています。

近年、少子高齢化の進行や世帯構成の変化、価値観の多様化など、地域を取り巻く環境は変化を続けるとともに、子育てや介護、虐待、生活困窮、社会的孤立など、個人や世帯が抱える課題は複雑化・複合化しています。このような中でも、町民と関係団体、各種機関、行政等が地域における各自の役割を果たし、ともに連携・協働することで地域福祉を推進し、誰もが暮らしやすい地域づくりを行っていくことが重要です。

第4期計画では、「支え合い幸せに暮らせるまちづくり ～笑顔あふれる福祉の実現～」を基本理念に掲げ、すべての町民がそれぞれの役割を持って、地域づくりや生きがいづくりに参画し、助け合うことができる住みよいまちづくりに向けて、各施策を展開してきました。

第5期計画となる本計画の実施にあたっては、引き続き長期総合計画との整合性を図りながら、第4期計画の取組の成果を踏まえ、地域福祉のさらなる推進に向けた取組を実施していく必要があります。町民同士で支え合いながら、ともに生きていく意識を持ち、支え合い・助け合いの心を地域の未来へつないでいくことを目指し、以下の基本理念を掲げます。

ともに生き 地域の未来へつなぐまち 日之影



2. 基本目標

基本目標1 つながり、支え合いながら暮らすことができるまちづくり

地域福祉の推進において、町民が果たす役割は非常に大きいものとなります。一人ひとりが自らの生活を大切にし、生きがいを持ちながら暮らすとともに、地域に住む者同士が互いを気かけ、支え合うことが重要です。そのため、地域福祉に関する情報の発信や幼少期からの福祉教育を推進し、町民の福祉意識の醸成に努めます。また、地域内における交流場所の提供や見守り活動を展開することで、顔の見える関係を構築し、いざという時には困りごとの解決に向けて、ともに支え合える地域を目指します。

基本目標2 適切な福祉サービス等の提供に向けたまちづくり

地域には、こどもや高齢者、障がいのある人、外国人など様々な人が暮らしており、多種多様な福祉課題が存在しています。誰もが必要なときに必要な情報にアクセスでき、適切な支援を迅速に受けることができるよう、情報提供の工夫や相談支援体制の充実を図り、切れ目のない支援の提供に向けた包括的な支援体制の構築を推進します。

また、買い物支援や移動手段の確保など生活環境の充実を図り、誰にとっても暮らしやすい地域づくりに向けた取組を推進します。

基本目標3 地域の福祉を支えるまちづくり

地域福祉の推進には、福祉活動を担う人材・団体の存在が必要不可欠です。しかし、高齢化や人口減少の進行により、活動の担い手・後継者不足や負担感が課題となっています。担い手の確保や育成を進めるとともに、誰もが参加しやすい活動内容の検討や担い手をサポートする取組を推進します。また、社会福祉協議会や地域で活動する団体などの活動を支援するとともに、ネットワーク形成を支援し、協働による福祉の推進を目指します。さらに、福祉現場に従事する人に対する研修などの学習機会の充実を図るとともに、デジタル技術の活用を推進し、福祉人材の確保につなげます。

基本目標4 安心して暮らすことができるまちづくり

地域共生社会の実現に向けて、一人ひとりの意見や選択を尊重し、孤独・孤立対策や再犯防止対策を実施し、誰一人取り残さない地域づくりを推進することが重要です。虐待防止の取組や成年後見制度の啓発など、権利擁護の取組を推進するとともに、相談支援体制の充実を図ります。また、防犯体制の強化に向け、地域内の見守り活動や消費者トラブルなどの広報・啓発活動を実施します。さらに、災害時には安全に避難できるよう、定期的な防災訓練の実施や要配慮者の把握など、地域の防災機能の強化に努めます。

3. 施策の体系

本計画は、下記の体系に基づいて策定します。

基本理念	基本目標	施策
ともに生き 地域の未来へつなぐまち 日之影	基本目標1 つながり、支え合いながら 暮らすことができるまちづくり	(1) 福祉に関する意識の醸成 (福祉教育、意識啓発)
		(2) ふれあい・交流機会の充実 (交流機会、健康づくり、生涯学習、居場所づくり)
		(3) 支え合い・見守りの強化 (見守りネットワーク、地域の体制強化)
	基本目標2 適切な福祉サービス等の 提供に向けたまちづくり	(1) 福祉を支える基盤の強化 (各種サービス提供、ネットワーク化・連携強化)
		(2) 情報提供・相談体制の充実 (情報発信、相談支援)
		(3) 生活環境の整備 (住まいの確保、バリアフリー、自立支援)
	基本目標3 地域の福祉を支えるまちづくり	(1) 担い手の確保・育成 (担い手の確保・育成、担い手への支援)
		(2) 福祉活動への支援の充実 (個人、団体、ボランティア等への支援)
	基本目標4 安心して暮らすことが できるまちづくり	(1) 誰もが尊重される地域社会の推進 (成年後見、再犯防止、虐待防止等)
		(2) 安全・安心に暮らせる地域環境の推進 (防災・防犯対策、環境整備)

第4章 取組内容

基本目標1 つながり、支え合いながら暮らすことができるまちづくり

施策内容

- (1) 福祉に関する意識の醸成
- (2) ふれあい・交流機会の充実
- (3) 支え合い・見守りの強化

【基本目標1の評価指標】

指標名	現状（R6年度）	目標（R12年度）
町内の行事や活動等に参加している（積極的に参加している・できるだけ参加している）人の割合 ※町民アンケート調査（R7年度）	61.6%	75.0%
ボランティア体験教室の開催回数	3回	6回
高齢者教室延べ参加者数	80人	80人
憩いの家「まさのや」の利用人数	1,214人	1,150人

（1）福祉に関する意識の醸成

現状と課題

地域福祉の推進にあたっては、町民一人ひとりの福祉に対する意識や関心を高めていくことが重要です。学校等と連携しながら、幼少期から福祉について学ぶ機会の充実を図るとともに、福祉に関するイベント・集い等の開催を通じて、町民の福祉意識の醸成に努めます。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 福祉について学ぶ機会や地域の集いの場に積極的に参加しましょう。
- 地域の集まりや回覧板等を通じて、地域福祉に関する情報を共有しましょう。
- 地域には様々な人が暮らしていることを認識し、互いを思いやる気持ちを持ちましょう。

第4章 取組内容

基本目標1 つながり、支え合いながら暮らすことができるまちづくり

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
人権教育・啓発の推進	一人ひとりが人権に関する理解を深め、正しい認識を持てるよう、人権教育を推進します。	総務課 教育委員会
保育体験交流	中学生の職場体験を兼ねて、一日保育体験で園児との交流を図ります。	教育委員会
福祉のつどい	町民への福祉啓発を目的とした、福祉のつどい・福祉大会等を開催します。	社会福祉協議会
福祉講話講師派遣	学校等へ講師を派遣し、児童・生徒に体験談などの福祉講話を行います。	社会福祉協議会
ボランティア体験教室	学校でのボランティア体験教室（手話、点字、車いす等）や地域でのボランティア体験学習を行います。	社会福祉協議会
福祉教育	児童・生徒を対象に地域福祉活動（友愛訪問）を中心とした福祉教育を実施します。	社会福祉協議会

（２）ふれあい・交流機会の充実

現状と課題

核家族化の進行や高齢者のみ世帯の増加など、世帯構成や人々のライフスタイルが変化し、町民同士の交流機会が減少していくことが懸念されます。町民同士のつながりづくりを支援するため、多様な交流機会や各種施設を活用した居場所の提供に努めます。また、スポーツ活動や生涯学習等を通じて、生きがいを持って暮らせる地域づくりを推進します。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 日頃からあいさつや声かけを行いましょう。
- 地域の集いや活動、イベントに参加し、地域の人とのつながりづくりを行いましょう。
- 図書館や体育館など、公共施設を活用しましょう。
- スポーツ教室や生涯学習講座に参加し、住み慣れた地域で生きがいを持って、健やかに暮らせるようにしましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
生涯学習講座	町民のニーズに応じて、各種生涯学習講座を開設し、町民の学習機会の充実やコミュニティづくりを推進します。	教育委員会
高齢者大学 高齢者教室	高齢者等の学びの場・交流の機会を提供するとともに、ニーズに応じた生涯学習講座の実施に努めます。また、園児・児童と高齢者が交流するスポーツ大会等を開催し、多世代交流を推進します。	町民福祉課 教育委員会
公共施設の活用	町内外に向けて、コミュニティセンター、社会教育施設等を開放します。	総務課 地域振興課 教育委員会
町立図書館の運営	乳幼児から高齢者まで、幅広い世代が集い、交流できる憩いの場を提供します。また、読み聞かせや図書館まつりなど、様々なイベントを開催するとともに、SNS等を活用した情報発信を行い、幅広い世代の利用促進を図ります。	教育委員会
放課後子ども教室事業	放課後や夏休みなどの学校の長期休業中に、小学校や社会教育施設を活用して、こどもたちが安全・安心に過ごせる居場所を提供します。	教育委員会
家族介護者講習	介護者の集いや介護者教室を開催し、講話・交流会・茶話会などを実施します。	保健センター
運動教室	高齢者の健康づくりとフレイル予防のため、いきいき百歳体操や介護予防事業での運動教室を実施します。また、社会福祉協議会主催の筋トレ倶楽部を実施します。	保健センター 社会福祉協議会
スポーツ・レクリエーションの普及	健康づくりと活力ある地域づくり、町民同士の交流の促進を目指し、町内で「いつでも・どこでも・誰とでも」気軽にスポーツ活動に参加できる環境づくりとして、スポーツ・レクリエーション教室の実施やふれあいスポーツ大会を開催します。	町民福祉課 教育委員会
西臼杵郡障がい者スポーツ教室・大会	地域において、障がいのある方のスポーツ・レクリエーション活動を推進するため、西臼杵郡3町合同のスポーツ教室や障がい者スポーツ大会を開催します。	町民福祉課

第4章 取組内容

基本目標1 つながり、支え合いながら暮らすことができるまちづくり

事業・取組	内容	担当
こころの健康づくり・相談支援体制の充実	保健センターにおいて、心や体の悩みの相談に応じます。また、国、県、町の相談窓口の周知に努めるとともに、関係機関との連携を強化し、相談支援体制の充実を図ります。	町民福祉課 保健センター
孤独・孤立対策支援	ひきこもりや地域と関わりを持たず孤立傾向にある人等が地域社会とつながりを持てるよう、一人ひとりの状況・ペースに合わせて、集いの場等への参加を促すなど、地域との関わりづくりを支援します。また、居場所の確保に努めます。	町民福祉課
子ども広場	子育て中の母親等の情報交換や交流の場の提供のため、子ども広場の活動の充実を図ります。	町民福祉課 社会福祉協議会
空き家利用の交流	空き家を活用した憩いの家「まさのや」を活用し、町民の集いの場を提供します。	社会福祉協議会

（3）支え合い・見守りの強化

現状と課題

少子高齢化の進行や単独世帯の増加は、地域が担ってきた支え合い機能を弱める要因となります。町民アンケート調査では、隣近所で支援を必要とする方への考えとして、約4割の人が「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」と回答していることから、地域に住む一人ひとりが近隣の人を気にかけるなど、身近な支え合いを意識していくことが重要です。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

○日頃から隣近所とつながり、緊急時には安否確認を行うなど、地域での支え合いを深めましょう。

○隣近所で気になる人がいれば、声かけや手助けをしましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
水源の里ニーズ把握	集落支援員等が小規模集落を訪問し、地域の状況や世帯の状況等を把握します。	地域振興課
高齢者見守りシステム事業	一人暮らし高齢者等が安心して在宅生活が送れるよう、人感センサーによる見守り、お伺いコールによる定期的な見守りを実施します。また、システム利用の促進に向けた周知活動を行います。	町民福祉課 社会福祉協議会
見守りネットワーク	日之影町、日之影町社会福祉協議会、7民間事業所で構成される「日之影ふれ愛ネットワーク」において、高齢者の見守りや安否確認を行います。	社会福祉協議会
友愛訪問	独居高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に、民生委員・児童委員が個別訪問を行う友愛訪問活動を実施します。	社会福祉協議会
おたすけ2680事業	小地域での困りごとと解決を行うおたすけ会員と依頼者をマッチングして、ちょっとした困りごとへの対応を実施します。	社会福祉協議会
電話で安否確認	隣近所と距離が離れている世帯や気にかかる高齢者を対象に、シニアサポート日之影の電話ボランティアが安否確認を実施します。また、電話ボランティア連絡会議定例会において、電話ボランティアの内容の検討を行います。	社会福祉協議会



基本目標2 適切な福祉サービス等の提供に向けたまちづくり

施策内容

- (1) 福祉を支える基盤の強化
- (2) 情報提供・相談体制の充実
- (3) 生活環境の整備

【基本目標2の評価指標】

指標名	現状（R6年度）		目標（R12年度）
特定健診受診率	63.2%		70.0%
社協だよりの発行回数	2回		4回
買い物ボランティアの養成	1人		5人
移送（送迎）サービスの利用者数	39人		50人



(1) 福祉を支える基盤の強化

現状と課題

町民アンケート調査では、子育てや高齢者、障がいのある方に関する福祉サービスなど、各種福祉サービスの充実を求める割合が高くなっており、町民それぞれの状況に応じた適切な支援の提供、各種事業の推進に努めることが重要です。

また、円滑なサービス利用や適切な支援の提供に向けて、地域や行政、関係機関が連携した包括的な支援体制の構築を進める必要があります。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 地域でできる支援について話し合い、身近な地域での支え合いに取り組みましょう。
- 町が提供する福祉サービスについての理解を深め、適切なサービスの利用に努めましょう。
- 福祉サービスを必要とする人がいたら、サービスの案内や町・社会福祉協議会へ連絡をしましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
町民ニーズ把握	町民の暮らしに寄り添った支援を提供するため、定期的にニーズ調査を実施します。また、行政座談会の開催や事務連絡員を通じて、町民の意見やニーズの把握を行います。さらに、町民との意見交換を行う「地域・未来ミーティング」を適宜開催します。	地域振興課
地域ケア個別会議・地域ケア推進会議	地域ケア個別会議・地域ケア推進会議を通じて、多職種連携やネットワーク構築を図ります。また、会議において、事業所との情報交換を行います。	保健センター
多機関協働の推進	相談先がわからない人や必要な支援につがっていない人等に対して、地域や関係機関など、多機関が連携したアウトリーチ支援を実施し、適切な支援につなげる体制を整備します。	町民福祉課 保健センター 社会福祉協議会
健康づくり事業	特定健診や各がん検診、ヤング健診の実施と受診率向上のための啓発活動や情報発信を行います。また、健診結果に基づいた保健指導、生活習慣病の重症化予防のための訪問活動を実施します。	保健センター 税務課
こども家庭センターの運営	町内すべての妊産婦・子育て世帯・こどもに対して母子保健・児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行います。また、保育園・小中学校訪問を定期的に行います。	町民福祉課
食生活適正支援事業	妊娠期からこどもの発達に合わせた食生活指導、学童期の食育指導、若者から高齢者までの栄養指導と一生を通じて食事の大切さを学び、正しい知識を身に付けていくことを目的に管理栄養士による支援を行います。	保健センター
在宅医療介護連携推進会議	医療と介護の両方を必要とする高齢者が住み慣れた地域で生活が続けられるよう、在宅医療と介護サービスを一体的に提供できる体制を整えるため、定期的に会議を実施します。	町民福祉課 保健センター

第4章 取組内容

基本目標2 適切な福祉サービス等の提供に向けたまちづくり

事業・取組	内容	担当
配食サービスの実施	一人暮らし高齢者が地域において自立した日常生活を営むことができるように、配食サービスを通じて、栄養状態の維持、改善や見守り等を実施します。	町民福祉課 社会福祉協議会
療育強化事業	心身に障がいがある、または障がいが疑われる児童とその保護者を対象に、通園による療育指導を行い、地域での在宅生活を支援します。また、発達遅滞の早期療養等や放課後子ども教室の活用等を通じて、こどもが健やかに成長できる環境づくりと保護者の家庭での療育技術の習得を支援します。	町民福祉課
西臼杵子ども・障がい者ネットワークセンター	障がいや貧困、不登校、介護など複合的な課題を抱えた家庭の課題解決に取り組むため、社会福祉士や精神保健福祉士、心理士等の専門職を配置し、相談対応やカウンセリング等の支援を行います。	町民福祉課
手話に関する取組の推進	手話に関する理解と関心を深めるため、学校教育や生涯学習講座を通じた、手話体験活動等を実施します。	町民福祉課 教育委員会
生活困窮者自立支援	経済的に困窮している人や世帯の生活の安定と自立に向けて、関係機関と連携した相談支援の実施や個々の状況に応じた適切な支援の提供に努めます。	町民福祉課 社会福祉協議会
ファミリー・サポート・センター事業	子育てを手伝ってほしい人（おねがい会員）と子育てを手伝いたい人（おたすけ会員）をつなげ、こどもの送迎や預かりを行い、地域での子育てを支援します。	町民福祉課 社会福祉協議会
民生委員等福祉関係者による定例会の実施	毎月定例会を開催し、見守りが必要な高齢者等の情報収集や情報共有、友愛訪問の内容について検討を行います。	社会福祉協議会

(2) 情報提供・相談体制の充実

現状と課題

町民アンケート調査では、悩みや不安があったときの相談先として、役場窓口等へ相談する人の割合が低くなっていることから、公的な相談窓口・支援に関する情報発信の充実を図る必要があります。

また、町民のニーズを踏まえ、多様な媒体を活用したわかりやすい情報発信に努め、誰もが必要とする情報を得やすい環境を整備していくことが重要です。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 悩みや不安があるときは、一人で抱え込まず、身近な人や民生委員・児童委員などの地域の福祉関係者・機関、各種相談窓口に相談しましょう。
- 地域で困っている人や気にかかる人がいる場合には、声かけや見守りを行うとともに、町や社会福祉協議会に相談しましょう。
- 防災無線や町ホームページ、町公式LINE、ひのかげアプリ等で町が発信する情報を活用しましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
地域包括支援センター 相談支援業務の推進	高齢者の心身の状況や生活の実態、必要な支援などについて相談を受け付け、地域の保健・医療・介護福祉サービス等の利用につなげます。また、社会福祉士、保健師、介護支援専門員のほかに経験豊富な認知症地域支援推進員、生活支援コーディネーターを兼任する職員を配置し、総合相談の対応を行います。	保健センター

第4章 取組内容

基本目標2 適切な福祉サービス等の提供に向けたまちづくり

事業・取組	内容	担当
多様な媒体を活用した情報発信	防災無線、町ホームページ、データ放送、SNS（町公式LINE、ひのかげアプリ）等、多様な媒体を活用した情報発信を行います。また、町ホームページのアクセシビリティ向上やユニバーサルデザインの導入に努め、町民が情報を入手しやすい環境の整備に努めます。さらに、ホームページには、町へのご意見ご要望のコーナーを設け、町民の意見や要望の把握に努めます。	総務課 地域振興課
巡回相談	障がいのある方の就職や生活の相談、企業の障がい者雇用相談などを実施し、身近な地域で、自立した職業生活が送れるよう支援します。また、相談支援の周知を行い、利用促進に努めます。	町民福祉課
相談しやすい体制づくり	子育て相談、介護に関する相談、障がい者福祉に関する相談、生活困窮に関する相談等、町民のニーズに応じた相談対応ができるよう、医療・保健・福祉等の連携を図ります。また、相談しやすい場所の確保や時間の設定に努めます。	町民福祉課 保健センター 社会福祉協議会
こどもの相談支援の充実	スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、相談支援員などによる相談支援を実施し、こどもやその他保護者の心のケアなど適切な支援につなげます。	こども家庭センター 教育委員会 社会福祉協議会
手話通訳者等及び要約筆記者派遣事業	聴覚に障がいのある方などが意思疎通の支援を必要とする場合に、手話通訳者や要約筆記者を派遣します。	町民福祉課
手話奉仕員養成事業	聴覚に障がいのある方の生活や福祉制度等への理解を深め、コミュニケーションにおいて活用できる基礎的な手話の技能を身に付けるため、手話奉仕員養成研修を実施します。	町民福祉課
専門相談	弁護士による法律相談などを実施し、専門的な相談に応じます。	社会福祉協議会
社協だよりの発行	社協だより等の広報誌を活用し、民生委員・児童委員等福祉関係者の活動紹介、各種相談窓口や制度の周知を行います。	社会福祉協議会

(3) 生活環境の整備

現状と課題

本町では高齢化の進行に伴い、車の運転に不安を抱える方や自力での移動が困難な方が増加していくことが考えられます。町や社会福祉協議会等が連携した買い物支援や移動支援を行い、住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備していく必要があります。あわせて、町民の困りごとやニーズに応じた支援を実施し、誰もが暮らしやすい環境を整備していくことも重要です。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、各種サービスを利用しましょう。
- 日々の暮らしの困りごとや必要な支援があれば、民生委員・児童委員などの福祉関係者や町、社会福祉協議会に相談しましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
リサイクル活動の推進	フリーマーケットや分別講習会を開催し、町内のリサイクル活動を推進します。また、フードバンク活動など、食のリサイクル活動の実施を検討します。	町民福祉課 教育委員会
生活困窮者自立支援	生活に不安を抱え、経済的に困窮している人の自立促進のため、就労支援や住まいの確保など、生活の安定に向けた支援を行います。	町民福祉課 社会福祉協議会
バリアフリーの推進	すべての人が暮らしやすい環境を整備するため、公共施設のバリアフリー化やユニバーサルデザインの推進に取り組みます。	町民福祉課
地域福祉におけるDXの促進	町民の利便性向上・負担軽減のため、オンライン相談や電子申請など、町民がアクセスしやすい福祉サービスの提供を進めます。 また、すべての町民がDX活用の恩恵を享受できるよう、高齢者を対象としたデジタルリテラシーの向上に向けた施策に取り組みます。	町民福祉課 地域振興課

第4章 取組内容

基本目標2 適切な福祉サービス等の提供に向けたまちづくり

事業・取組	内容	担当
公共交通機関の充実	町民が公共交通を利用しやすくなるよう、コミュニティバスなど、利用者のニーズに応じたサービスの提供に努めます。 また、A I（オンデマンド交通）を活用した多様な移動サービスの導入について検討します。	地域振興課
移動販売	食料品及び日用品の買い物が困難な町民を主な対象として、移動販売を実施します。 また、移動販売を行う事業者に対し、移動販売に使用する車両購入費、運営に係る経費の一部支援を行います。	地域振興課
買い物支援サービス	交通手段がなく、買い物が困難な高齢者等の買い物支援について、持続可能で効率的な体制について検討します。	町民福祉課 社会福祉協議会
移送（送迎）サービス	要介護者・交通弱者等への移動支援として、移送（送迎）サービスを実施します。	社会福祉協議会
各種貸出しサービス	町民の生活支援と経済的負担の軽減のため、車いす、ベッド等の介護機器やチャイルドシートの貸出しを行います。	社会福祉協議会



基本目標3 地域の福祉を支えるまちづくり

施策内容

- (1) 担い手の確保・育成
- (2) 福祉活動への支援の充実

【基本目標3の評価指標】

指標名	現状（R6年度）	目標（R12年度）
ボランティア登録者数	140人	160人
ボランティア養成研修受講者数	23人	30人
シルバー人材センター登録者数	23人	30人

(1) 担い手の確保・育成

現状と課題

町民アンケート調査では、町内の行事や活動等に参加している町民は約6割となっています。町民の行事・活動の参加率向上のために、それぞれの状況に合わせた活動ができ、負担が少ない内容とするなど、参加しやすい活動内容の検討に取り組む必要があります。

また、多様化・複雑化する福祉課題に対し、適切な支援を提供するため、福祉人材の確保・育成が重要です。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 地域でどのような活動が行われているかを知りましょう。
- できる範囲で地域の活動に参加し、地域での支え合い・助け合いに協力しましょう。
- 地域の活動内容を見直し、誰もが無理なく続けられる活動を目指しましょう。
- ボランティアを行っている人は、活動に関する情報を発信しましょう。

第4章 取組内容

基本目標3 地域の福祉を支えるまちづくり

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
福祉人材の育成	質の高い福祉サービスの提供に向けて、各種研修や運営指導を実施します。また、福祉サービスに携わる人材の養成のため、事業者に対し、研修機会の充実を促します。さらに、デジタル技術の活用を推進し、職員の業務負担の軽減を促進します。	町民福祉課 社会福祉協議会
地域活動への参加のきっかけづくり	地域活動の内容の見直し、一部作業の外部委託の検討などを地域で話し合い、活動の負担を軽減する体制づくりを支援します。また、様々な町民が参加できる活動を検討し、参加しやすい環境づくりを支援します。さらに、地域活動に関する情報発信の充実を図り、活動の周知に努めます。	町民福祉課
認知症サポーターの養成	認知症について正しい知識を習得し、自分のできる範囲で認知症の人や家族を応援するまちづくりを行うため、認知症サポーター養成講座を実施します。	保健センター
ゲートキーパーの養成	悩みに気づき、寄り添うことができる地域人材を育成するため、ゲートキーパー養成講座を実施します。	保健センター
民生委員等福祉関係者間の情報共有の場の充実	毎月1回定例会を開催し、地域福祉、相談支援等の研修を行います。	町民福祉課 社会福祉協議会
友愛訪問 ※再掲	独居高齢者、高齢者世帯、障がい者等を対象に、民生委員・児童委員が個別訪問を行う友愛訪問活動を実施します。	社会福祉協議会
おたすけ2680事業 ※再掲	小地域での困りごと解決を行うおたすけ会員と依頼者をマッチングして、ちょっとした困りごとへの対応を実施します。	社会福祉協議会
地域リーダー養成	地域ボランティアリーダーの養成講座を実施します。また、ボランティア連絡協議会を開催します。	社会福祉協議会

(2) 福祉活動への支援の充実

現状と課題

関係団体ヒアリング調査では、活動の中でやりがいを感じる人と負担感を感じる人の割合が高くなっています。また、活動のメンバーの高齢化や近所付き合いの希薄化、活動メンバーが多忙のため、活動しにくいことが課題となっています。活動を行う人の負担を分散する仕組みづくりや活動に対する支援の充実を図り、福祉活動の存続に取り組みます。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 地域で活動する福祉関係団体や事業所等に関する理解を深めましょう。
- 福祉関係団体や事業所は、活動内容などの情報を発信しましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
ボランティア養成研修の開催	社会福祉協議会と連携し、高齢者の通いの場等でお世話をするボランティア団体を支援するため、ボランティア養成研修を開催します。	町民福祉課 保健センター 社会福祉協議会
民生委員・児童委員の活動支援	民生委員・児童委員の職務の連絡調整など民生委員・児童委員が活動しやすい環境づくりに努めます。また、新たな人材の確保・育成も視野に入れた活動支援を進めます。	町民福祉課 社会福祉協議会
地域活動への支援強化	自治公民館活動や集落独自の活動、関係団体に対して、活動場所の提供などを行い、地域活動を支援します。	町民福祉課 社会福祉協議会
有償ボランティア組織	福祉サービスが必要な町民に対して主体的な支援を行う福祉人材バンクの拡充に努めます。	社会福祉協議会
シルバー人材センターの活動支援	高齢者が地域で活躍できる環境づくりを進めるため、シルバー人材センターの活動を支援します。	社会福祉協議会
福祉関係団体・機関のネットワーク形成	地域で活動する個人や団体、各種機関、町、社会福祉協議会等によるネットワークを構築し、情報共有や連携体制の強化を図ります。	社会福祉協議会

基本目標4 安心して暮らすことができるまちづくり

施策内容

- (1) 誰もが尊重される地域社会の推進
- (2) 安全・安心に暮らせる地域環境の推進

【基本目標4の評価指標】

指標名	現状（R6年度）	目標（R12年度）
成年後見制度の名前も制度の内容も知っている人の割合 ※町民アンケート調査（R7年度）	30.7%	40.0%
防災訓練の実施	1回	2回
災害時の避難場所を決めている人の割合 ※町民アンケート調査（R7年度）	70.7%	85.0%

(1) 誰もが尊重される地域社会の推進

現状と課題

本町では、高齢化の進行に伴い、財産管理などの支援を必要とする人の増加が見込まれることから、成年後見制度などの各種制度の周知に取り組む必要があります。

また、犯罪や非行をした人が地域社会で再び生活できるよう、関係機関と連携した支援を行うとともに、更生保護への理解を深める啓発活動を行うことが重要です。

さらに、虐待防止に向けて、相談支援の実施や関係機関との連携を強化し、専門的支援につながる体制を整えることも重要です。

取組の方向

町民・地域が取り組むこと

- 成年後見制度や再犯防止の取組など、各種制度や取組に関する理解を深めましょう。
- 身近に支援を必要とする人がいれば、民生委員・児童委員などの福祉関係者や町・社会福祉協議会に相談し、必要に応じて各種相談窓口を紹介しましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
更生保護活動の広報・啓発 (再犯防止推進計画)	犯罪・非行の防止と罪を犯した人の立ち直りを支援するため、「社会を明るくする運動」や「再犯防止啓発月間」等の啓発を行うとともに、学校等での学習機会の確保、更生保護に関わる人材・団体の活動紹介等を通じて、町民の再犯防止・更生保護に関する意識の醸成を図ります。	町民福祉課
就労・住まいの確保 (再犯防止推進計画)	関係機関と連携した就労や住まいの確保等に関する支援を行い、犯罪や非行をした人の社会復帰を支援します。	町民福祉課 社会福祉協議会
虐待防止の推進	こどもや高齢者、障がい者等に対する虐待の早期発見・早期対応に向けて、相談窓口で相談を受け付けるとともに、民生委員・児童委員等、各種関係機関の連携を強化し、専門的な支援につなげる体制の構築に取り組めます。	町民福祉課 こども家庭センター 保健センター
福祉サービス利用者の権利擁護	福祉サービス利用者の権利擁護及び福祉サービスの質の向上に向けて、苦情受付窓口(相談窓口)の設置や第三者評価事業の実施を検討します。	町民福祉課 社会福祉協議会
合理的配慮の推進	合理的配慮とは、行政や事業者に対し、障がいのある人への障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、負担が重すぎない範囲で社会的な障壁を取り除くために必要な対応を求めるものです。本町では、様々な機会を活用し、障がいや合理的配慮への理解を深めるための周知を行い、障がいを理由とした差別や障がい者の生きづらさの解消を図ります。	町民福祉課
多様性を認め合う社会づくりの推進	すべての人が年齢、性別、国籍、障がいの有無等に関わらず、互いの多様性を尊重し、認め合うことで、安心して暮らすことができる地域社会の実現に取り組めます。	町民福祉課 総務課
地域福祉権利擁護	判断能力が不十分な方や自己決定ができない方が適切な福祉サービスを受けるため、日常生活自立支援事業の実施や成年後見制度の活用を支援します。	町民福祉課 社会福祉協議会

(2) 安全・安心に暮らせる地域環境の推進

現状と課題

近年、日本全国で災害が頻発するとともに、宮崎県では南海トラフ地震の発生による被害も想定されています。町民アンケート調査では、災害発生時の備えとして、危険箇所の把握や日頃からの隣近所との声かけが重要だと考えられていることから、日頃から災害発生時を想定した地域の体制づくりが必要です。

また、悪質商法やインターネット・SNSの普及に伴う犯罪も増加しています。地域での見守り活動や防犯に関する情報共有を行うとともに、防犯教室・非行防止教室などを開催し、犯罪被害や非行の防止に努めます。

取組の方向

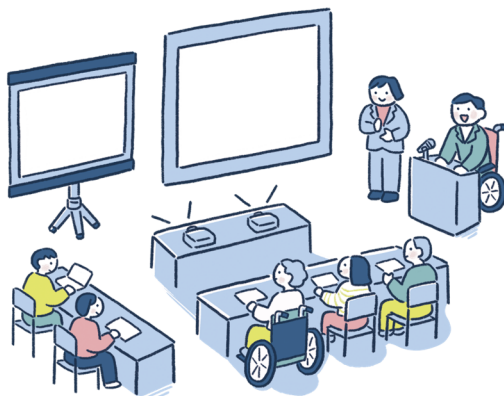
町民・地域が取り組むこと

- 緊急時の避難場所や避難方法、安否確認方法について、家庭で話し合しましょう。
- 災害時を想定した備蓄品や持ち出し物を準備しましょう。
- 日頃から隣近所で見守りや声かけを行い、地域での防犯対策に努めましょう。
- 町内で危険な箇所や補修が必要な箇所を見つけた時は、地域で情報を共有するとともに、管理者へ連絡しましょう。

行政・社会福祉協議会が取り組むこと

事業・取組	内容	担当
緊急連絡先の整備・避難行動要支援者支援	避難行動要支援者台帳を毎年作成・更新し、関係機関と共有します。また、担当課・関係部署の役割を明確にすることで情報基盤の安定を図り、システム連携の質の向上に努めます。	町民福祉課 保健センター 総務課 社会福祉協議会
地域防災活動の推進	町民の防災知識習得及び防災意識の向上のため、防災訓練を実施します。	総務課
救急法講習会の開催	緊急時の救急手当や地域の防災力向上のため、公民館や学校、職場等で救急法講習会を実施します。	総務課
発災時における関係機関の連携強化の推進	災害発生時、消防団をはじめとした地域の助け合いにより、避難の手助けを受けることができるよう、危険箇所の把握や要支援者の情報共有を図ります。	町民福祉課 総務課

事業・取組	内容	担当
地域福祉支援システムによる情報共有	避難行動要支援者に対し、災害時の避難に必要な情報を町民福祉課、保健センター、社会福祉協議会で共有・管理します。	町民福祉課 保健センター 社会福祉協議会
地域防犯活動の推進	児童・生徒の登校時の見守りや青色パトロールによる地域の見守り活動を実施し、地域の安全確保に努めます。 また、学校等においてインターネットやSNSの適切な利用方法に関する教育を実施します。さらに、町内の高齢者を対象に、防犯啓発用品の配布を行い、防犯意識の向上に努めます。	総務課 教育委員会
道路の環境整備	道路や歩道などの適切な改修を行い、安全に生活できる環境の整備に努めます。また、集落内に防犯灯の設置と設置費用の一部補助を行うことで、防犯対策に努めます。	総務課 建設課



第5章 計画の推進体制

1. 計画の推進体制

本計画の推進に向けて、町民、関係団体、社会福祉協議会、行政等、様々な主体と本町の目指す姿を共有し、連携・協働を進めていくことが重要です。

（１）町民・地域の役割

町民は福祉サービスの受け手であるとともに、担い手でもあります。一人ひとりが地域社会の一員であることを認識し、隣近所とのあいさつや声かけなど日頃から地域との関わりを持ち、地域活動に積極的に参加するなど、地域福祉の主体としての実践が求められます。

また、地域共生社会の実現に向けて、町民が互いを理解し、尊重し合うことが重要です。家庭や学校、職場、地域など様々な場面において、相互理解の推進に取り組み、多様性が尊重されるまちを目指します。

（２）関係団体の役割

地域で福祉活動を行う団体や福祉サービス事業者、NPO法人等の関係団体は、地域社会の一員として、より専門的な立場から地域福祉を支えていく役割を担っています。

地域のニーズを把握しながら、適切なサービスの提供と質の向上に努めるとともに、町民に対して、地域活動等へ参加するきっかけを提供することが重要です。

（３）社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は地域福祉の推進において中心的な役割を果たす団体として、町民や行政、関係団体等と連携し、地域のつながりと支援の輪を広げていくことが求められています。誰もが住み慣れた地域で安心して暮らし、互いに支え合うことができるよう、地域のニーズに応じたサービスの提供や各機関との連絡調整を図ります。

（４）行政の役割

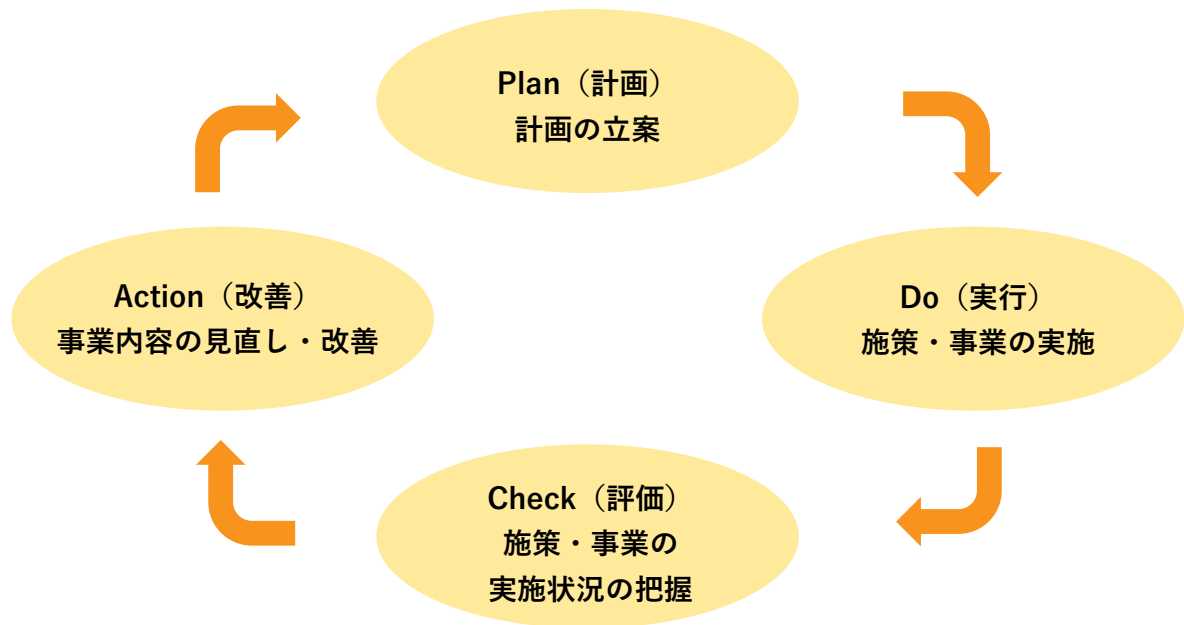
複雑化・多様化する福祉ニーズへの対応に向けて、町民のニーズを把握し、適切な施策を講じていくことが重要です。庁内での横断的な連携をはじめ、町民や関係団体、社会福祉協議会との連携を強化し、地域福祉を総合的に推進します。

また、多様な媒体を活用し、ユニバーサルデザイン等に配慮した情報発信に努め、町の福祉に関する制度や情報の周知を図ります。

2. 進捗管理

本計画の推進においては、町民、地域、福祉関係団体、社会福祉協議会、行政等の連携・協働が不可欠です。そのため、多様な媒体を活用した計画内容の周知の充実を図るとともに、多機関協働体制の構築に努めます。

また、本計画を実行性のあるものとして推進していくため、PDCAサイクルの考え方に基づいて、計画の評価・見直しを行うとともに、必要に応じて関係機関と協議を行います。



資料編

1. 日之影町地域福祉総合計画策定委員会設置要綱

令和2年12月15日日之影町告示第91号
改正 令和8年2月17日日之影町告示第15号

(趣旨)

第1条 日之影町地域福祉計画及び日之影町地域福祉活動計画（以下「福祉総合計画」という。）を策定することを目的として、日之影町地域福祉総合計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 福祉総合計画の策定に関すること。
- (2) その他委員会の目的達成に必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる機関をもって構成し、町長が委嘱する。

- 2 委員の任期は、計画策定が完了する日をもって終了する。
- 3 委員に欠員が生じた時は、速やかに補欠委員を委嘱するものとし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第4条 委員会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長は、副町長をもって充てる。
- 3 副会長は、委員のうちから会長が指名する。
- 4 会長は、会議の議長となる。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職を代理する。

(会議)

第5条 会議は、会長が必要に応じて招集する。

- 2 会長が必要と認めるときは、委員会に委員以外の者の出席を求め、意見を聴取することができる。

(事務局)

第6条 委員会における関係機関等との連絡調整その他の事務を処理するため、事務局を町民福祉課に置く。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和8年2月17日告示第15号）

この告示は、公表の日から施行する。

別表

日之影町民生委員児童委員協議会
日之影町高齢者クラブ連合会
日之影町自治公民館連絡協議会
日之影町PTA連絡協議会
日之影町身体障害者福祉会
児童福祉施設
日之影町社会福祉協議会
行政機関
その他福祉総合計画の策定に関して町長が必要と認める者

2. 日之影町地域福祉総合計画策定委員会委員名簿

【策定委員】

No.	役職名	氏 名	所属・役職
1	副会長	中内 泰男	日之影町民生委員児童委員協議会 会長
2	委 員	坂本 孝輔	日之影町高齢者クラブ連合会 会長
3	委 員	山本 唯仁	日之影町自治公民館連絡協議会 会長
4	委 員	榊田 怜	日之影町PTA連絡協議会 会長
5	委 員	立脇 輝敏	日之影町身体障害者福祉会 会長
6	委 員	平野 竜寛	児童福祉施設 理事長
7	委 員	押方 明弘	日之影町社会福祉協議会 事務局長
8	委 員	松田 博喜	日之影町ボランティア連絡協議会 会長
9	会 長	甲斐 敏弘	日之影町 副町長

【事務局】

No.	氏 名	所属・役職
1	押方 誠	町民福祉課 課長
2	甲斐 貴美	町民福祉課 課長補佐
3	伊山 真由美	町民福祉課 主幹
4	河野 大樹	町民福祉課 地域福祉係長
5	野村 夏紀	町民福祉課 主査
6	坂口 亮	町民福祉課 主事

日之影町地域福祉総合計画（第5期）

【発行年月】 令和8年3月

【発行】 宮崎県日之影町・日之影町社会福祉協議会

【編集】 日之影町役場 町民福祉課

〒882-0401

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 9079 番地

TEL:0982-87-3802 FAX:0982-87-3811

社会福祉法人 日之影町社会福祉協議会

〒882-0401

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折 8840 番地

TEL:0982-87-2680 FAX:0982-87-2750